

神奈川県文化財保存活用大綱

令和元年 11 月

神奈川県教育委員会

神奈川県文化財保存活用大綱

<目次>

はじめに	1
序章	2
1 大綱策定の背景と目的	2
2 大綱の位置付け	2
(1) 総合計画との関係	3
(2) 教育に関する計画等との関係	4
(3) その他の計画等との関係	4
第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	5
1 神奈川県の概要	5
(1) 自然環境	5
(2) 歴史	7
(3) 人口	13
(4) 景観	13
(5) 観光	13
2 神奈川県の文化財の概要	14
(1) 文化財の体系	14
(2) 文化財の保護制度	16
(3) 神奈川県の文化財の現状	16
(4) 文化財の保存・活用に関する課題	18
3 目指すべき将来像及び方向性	19
(1) 目指すべき将来像（基本理念）	19
(2) 方向性	19
4 県内の文化財の保存・活用に関する方針	20
(1) 分野ごとの保存・活用	20
(2) 総合的な文化財の保存・活用	24
(3) 未指定文化財の把握と保護	25
(4) 県と市町村等の連携	25
(5) 複数の市町村及び県外にまたがる広域的な取組	25
(6) 関係団体等との連携	26
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	27
1 文化財の調査・指定	27
2 指定文化財の修理・整備に対する支援	28
3 指定文化財の所有者等に対するその他の支援	28
4 活用の推進	29
5 情報発信等	30
6 次世代の育成	31

7	保存・活用のためのその他の取組	31
(1)	他法令の所管課との連携	31
(2)	その他の保存	32
8	県としての取組事項	33
(1)	県が所有又は管理する文化財の計画的な修理・整備	33
(2)	重点的推進テーマ	34
第3章 県内の市町村への支援の方針		37
1	相談・調整等	37
2	人材の育成等	37
3	市町村による文化財保存活用地域計画の作成の支援	38
4	市町村における文化財保護条例の改正等に対する助言	38
5	建築基準法の適用除外を検討する市町村に対する助言	39
6	県から市町村への権限移譲	39
第4章 防災及び災害発生時の対応		40
1	現在の取組状況	40
2	今後の取組	41
第5章 文化財の保存・活用の推進体制		42
1	文化財保護主管課	42
(1)	職員配置状況	42
(2)	人材の育成・配置	42
2	関係部局	42
(1)	職員配置状況	42
(2)	関係部局との連携	42
3	文化財保護に係る審議会	43
4	日常的に連携協力関係にある民間団体	43
5	県と市町村との協議の場の設置	44
6	国や他都道府県との連携	44
<別添資料>		
1	大綱と関係するその他の計画	45
2	本県の地形・地質	51
3	文化財の指定等の状況	53
4	文化財所有者アンケート実施結果	54
5	本県における文化財保護行政の沿革	60
6	本県で日本遺産に認定されているストーリーの名称及び概要	61
7	これまでに県が実施した主な文化財調査等	63
8	本県における文化財の保存・活用に関わる部局等	67

はじめに

神奈川県には、国際性豊かな大都市である横浜・川崎や歴史・文化に彩られた観光地である鎌倉・箱根などがあります。また、丹沢・大山のやまなみや相模湾の海など、豊かな自然環境にも恵まれ、それぞれの地域が個性と魅力にあふれています。

このような本県において、地域に引き継がれてきた文化財は、その時々の中で、人々の生活や風土との関わりによって生み出され、現在まで守り伝えられてきた県民の貴重な財産であるとともに、地域の魅力を構成する重要な要素の一つでもあります。

そのため、これらの文化財を県民共有の財産として、地域が一体となって適切に保存していくことが必要です。また、積極的に活用することが、文化財に対する理解の促進につながるとともに、地域の精神的なよりどころとなることで、地域の一体感の醸成や地域コミュニティの活性化にもつながるものと期待されます。

一方で、貴重な文化財に対する損壊等の行為の発生や、災害等による消滅、また、過疎化・少子高齢化を背景とした文化財保護の担い手の不足など、文化財全般にわたり、保存及び活用を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

こうした状況の中、平成 31 年 4 月に、改正文化財保護法が施行されたことから、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県、市町村、文化財所有者の皆様方及び文化財の保存・活用に取り組む地域社会の皆様方など、県内の文化財に関わるすべての方々が行う取組の共通の基盤とするため、「神奈川県文化財保存活用大綱」を策定することとしました。

この大綱により、本県の文化財保護に関する基本的な方向性や取組の内容を示すことで、各地域における文化財の保存・活用のための計画的・継続的な取組の一層の促進を図っていきます。

そして、こうした取組を通じて、県民の皆様と大綱の理念や目的を共有しながら、地域社会が総がかりで、歴史や文化、自然を感じることができる文化財を次の世代に確実に引き継ぐとともに、郷土への愛着や誇りを醸成し、未来に向けて、魅力あふれる神奈川を創ることを目指してまいります。

序章

1 大綱策定の背景と目的

平成 23 年度以降、我が国の総人口は減少が続いており、本県でも令和 2（2020）年頃に人口のピークを迎え、その後減少に転じていくことが見込まれている。また、全国の 647（平成 29 年 4 月 1 日現在）の市町村が過疎市町村とされており、本県でも 1 団体が該当するなど、全国的に少子高齢化、過疎化、人口減少等が生じている。

これらの状況から、文化財についても、開発・災害等による消滅の危機のみならず、その維持管理や活用の担い手不足が深刻化している。一方で、文化財は、魅力あふれる地域づくりの重要な要素の一つであり、コミュニティの活性化にも寄与することが着目され、日本遺産など地域の文化財を新たな資源として、まちづくりに活用しようという機運も高まっている。

こうした中、未指定の文化財を含め、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むため、平成 30 年 6 月に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成 31 年 4 月に施行された。この改正により、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることができるとされ、市町村の教育委員会は、大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「地域計画」という。）の作成ができることとなった。

本県においても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催県の一つとして、更なるインバウンドの増加を目指し、地域経済の活性化を図っていくためにも、文化財を適切に保存・活用するとともに、新たな地域資源の発掘や紹介など、本県の魅力向上に向けて、文化財を中心とする地域の魅力を積極的に内外に発信していくことが求められている。一方で、文化財はその特性により、有形文化財のように保存に細心の注意が必要なものから、無形文化財や民俗文化財のように、活動が継承されることで、その保存が図られるものなど、様々な態様があり、それぞれの特性に応じながら、その保存と活用の両立を図っていく必要がある。また、持続可能な観光資源として文化財を活用していくことは、地方の文化振興につながる持続可能な観光業の促進等をターゲットとして掲げた、SDGs の精神にも合致するものである。

そこで、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町村、県民など、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤として大綱を策定する。

なお、本大綱は、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、特定の期間は設定していない。ただし、社会状況の変化、本県の総合計画の改定及び市町村の状況等も踏まえ、より望ましい文化財の保存・活用を図るために必要が生じた場合は、随時見直しを行うものとする。

2 大綱の位置付け

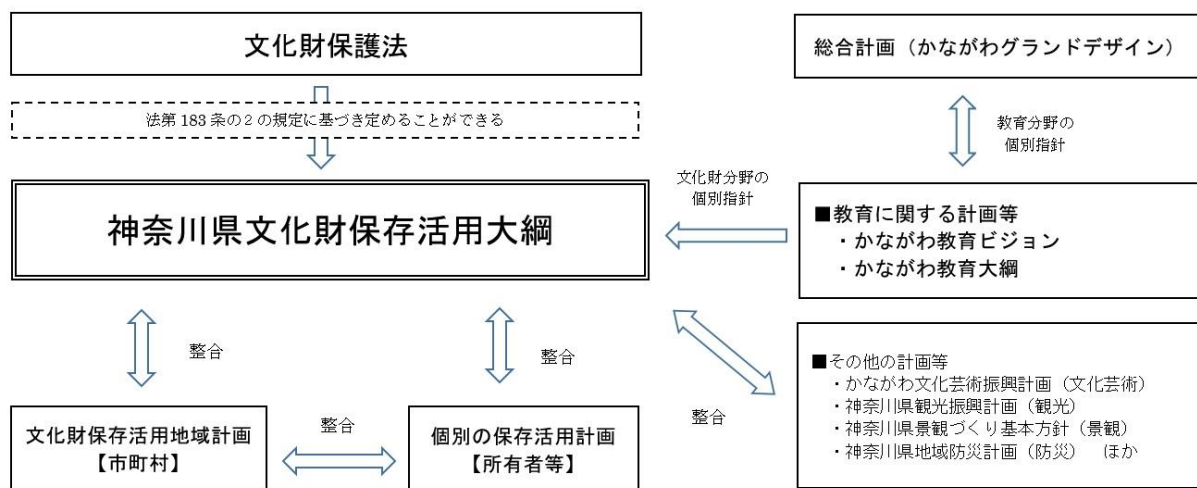
本大綱は、法第 183 条の 2 の規定に基づき、本県における文化財の保存・活用の基本的

な方向性を明確化し、今後の取組に対する基本的な方針として策定するものである。そして、本県の総合計画である「かながわグランドデザイン」の教育分野における個別計画である「かながわ教育ビジョン」に対しては、その文化財分野に係る個別指針として位置付けられる。

また、文化財の保存・活用は、本県における人口、教育、文化芸術、観光、景観及び防災等とも関連が深いことから、大綱の策定に当たっては、これらに関する本県の各種計画とも整合を図った。

なお、法に基づき、市町村の教育委員会は、本大綱を勘案して、地域計画を作成し、国の認定を申請することができる他、各文化財の所有者等は、個別の文化財の保存活用計画を作成し、国の認定を申請することができる。これらの大綱、地域計画及び個別の文化財の保存活用計画は、相互に整合性のとれたものとする。

<大綱の位置付け>



(1) 総合計画との関係

ア 総合計画「かながわグランドデザイン」

「かながわグランドデザイン」では、基本理念を「『いのち輝くマグネット神奈川』の実現」としている。さらに、神奈川の将来像を、「1 行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川」、「2 いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」、「3 県民総力戦で創る神奈川」としている。

文化財の保存・活用については、基本理念や将来像を実現するための「第3期実施計画」の主要施策における政策分野VI「県民生活」、③「文化芸術に親しむ環境づくり」、2「文化の継承と発展」の中で、「伝統的な文化芸術の振興」、「文化遺産の保存と活用」及び「『鎌倉』の世界遺産登録の推進と魅力発信」を位置付けている。

また、歴史や文化を観光資源の一つとして位置付けるとともに、文化財を「マグカル」(マグネット・カルチャー)を担う要素の一つとして位置付けている。「マグカル」は、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組である。県内の豊富な文化資源や文化芸術の取組を「マグカル」として一元的に発信するとともに、神奈川発の魅力的なコンテンツの創出を下支えする人材育成にもつなげていくとしている。

(2) 教育に関する計画等との関係

ア かながわ教育ビジョン

「かながわ教育ビジョン」は、本県の教育の総合的な指針で、県の総合計画における教育分野の個別計画（指針）として、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性を示しており、具体的な施策・事業は総合計画の実施計画に位置付けている。

教育ビジョンでは、第4章「展開の方向」に5つの基本方針が示され、その<基本方針2>「新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます」の中で、「かながわの伝統文化の継承と芸術・スポーツによる地域の振興」として、「文化遺産の保存と活用」及び『鎌倉』の世界遺産登録の推進と魅力発信」という取組の方向が位置付けられている。

また、第5章「重点的な取組み」においても、「Ⅷ. 文化芸術・スポーツの振興」の中で、「かながわの魅力や地域資源を生かし」た、「かながわの文化芸術やスポーツの振興」として、「伝統芸能の発表の機会の確保や継承者の育成のための支援」、「未指定文化財を調査し、指定等の保護措置を講ずるほか、文化財の保存や活用の普及啓発」などに取り組むとしている。

前述のように、本大綱は、「かながわ教育ビジョン」における文化財分野の個別指針として位置付けられる。

イ かながわ教育大綱

「かながわ教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、知事があらかじめ総合教育会議で教育委員会と協議して定める、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である。

文化財の保存・活用については、6「文化・芸術やスポーツ活動など人生100歳時代の生涯学習社会における人づくりへの支援」の中で、「図書館・博物館など社会教育施設の魅力向上を図るとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や、文化遺産の保存、活用に総合的に取り組みます」と位置付けている。

(3) その他の計画等との関係

その他、大綱は次の既存の計画等とも整合を図った。

- ア 「持続可能な開発目標（SDGs）」
- イ 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」
- ウ 神奈川県地域防災計画
- エ かながわ文化芸術振興計画
- オ 神奈川県観光振興計画
- カ 地域未来投資促進法 神奈川県基本計画
- キ かながわ都市マスタープラン
- ク 神奈川景観づくり基本方針

大綱と関係するその他の計画（別添資料1）

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 神奈川県概要

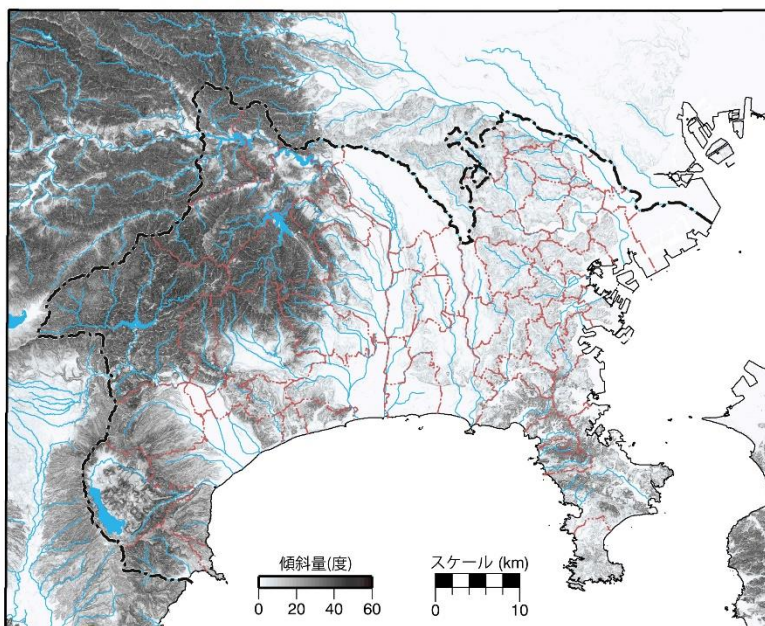
(1) 自然環境

ア 地形・地質

本県は、関東平野の南西部に位置し、面積は約2,400平方キロメートルである。

方位	地名	経緯度
最東端	川崎市川崎区浮島町	東経 139 度 47 分 46 秒
最西端	足柄上郡山北町（三国山）	東経 138 度 54 分 57 秒
最南端	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35 度 7 分 44 秒
最北端	相模原市緑区（生藤山）	北緯 35 度 40 分 22 秒

<本県の地形>（拡大図は51ページ）



本県の地形は、丹沢山地と箱根火山で特徴付けられる起伏の激しい山がちの西部地域、多摩丘陵や相模野台地と三浦半島でとらえられる丘陵地形の東部地域、相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な台地と低地からなる中央地域の三地域に大きく分けることができる。

本県の地形（別添資料2）

（県立生命の星・地球博物館提供）

本県の地質は、地域ごとに地層が堆積した時代や地質構造に大きな違いがあり、地質を示した図からも読み取れる。

北部の小仏山地から相模湖、津久井湖周辺には、神奈川県内で最も古い地層の、小仏層群（K）、相模湖層群（Sg）が分布する。

西部地域の丹沢山地は、南の海で造られた地塊がおおよそ500万年前に本州に衝突して形成された。丹沢層群は、最も古い塔ヶ岳亜層群（To）から、大山亜層群（Oy）、煤ヶ谷亜層群（Su）、早戸亜層群（Hy）へと山地の外側に向かうほど新しい地層になる。また、南西部には、約40万年前以後に活動した活火山である箱根火山が分布する（Os, OCc, YCc）。

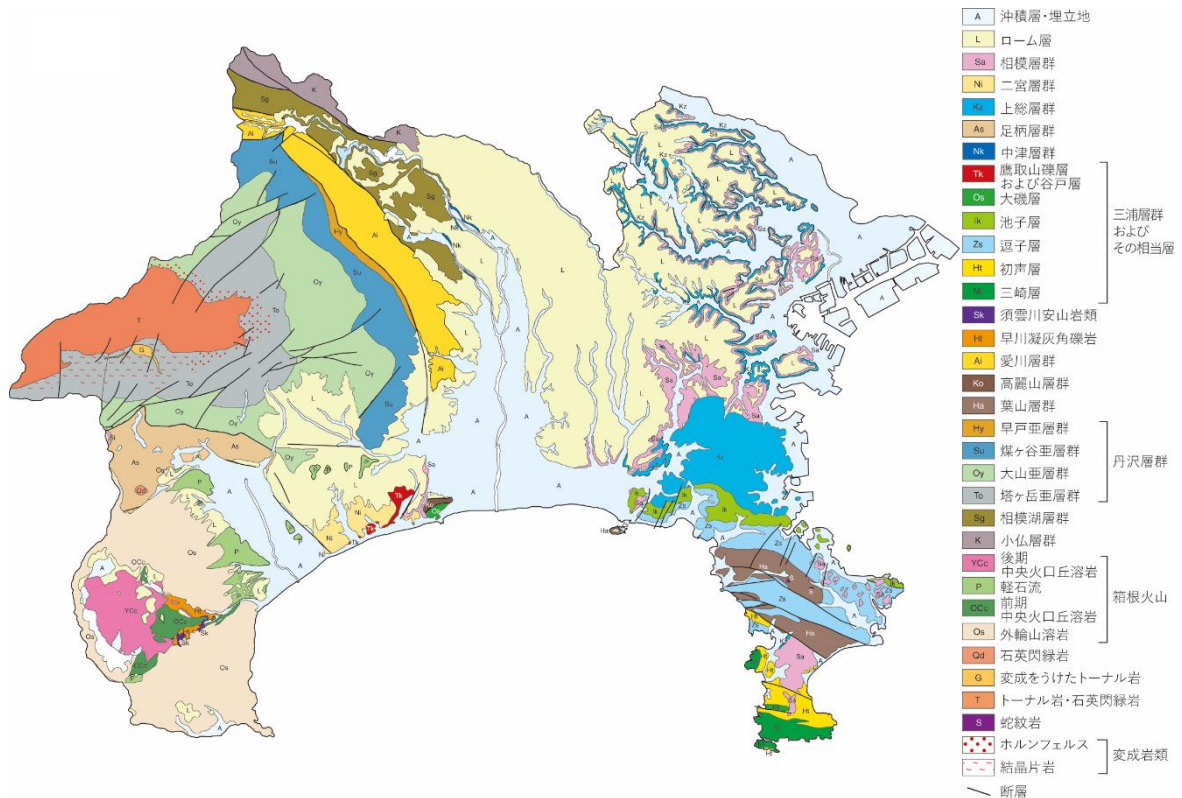
横浜市の南部及び横浜市から川崎市にかけての谷底には、上総層群（Kz）が分布する。上総層群は関東部の基盤をなす地層であり、約280万年前以降に関東平野に堆積

してできた地層である。

県内の内陸部を構成する、多摩丘陵や大磯丘陵、相模原台地などはローム層（L）に覆われる。このローム層は、主に箱根火山や富士火山から飛来した火山灰が堆積したものである。

本県の地質（別添資料2）

＜本県の地質＞（拡大図は52ページ）



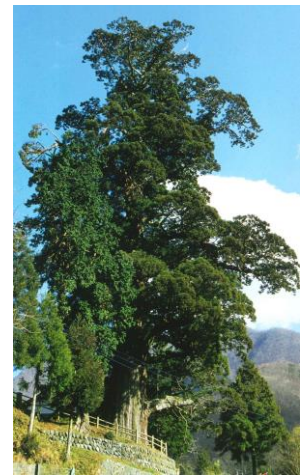
（県立生命の星・地球博物館提供）

イ 植物、植生及び動物

本県は、太平洋に面した日本列島のほぼ中央部に位置し、海洋の影響を受け比較的温和で湿潤な気候である。

標高 1,673m の丹沢山地の蛭ヶ岳を最高峰とし、気候帯では暖温帯から冷温帯に含まれる。これに対応して、本県には、垂直的に常緑広葉樹林帯から落葉広葉樹林帯までの植生が分布している。海岸沿いには、ハチジョウススキ、ボタンボウフウなどの風衝草原やコウボウムギの優占する砂丘草原などの海岸植生が発達している。常緑広葉樹林は、沿岸部の三浦半島、真鶴半島では、スダジイ、タブノキなどを主体とし、内陸の相模野台地、多摩丘陵、秦野盆地には、シラカシ林が分布する。また、大山、丹沢、箱根山地では、スダジイ、カシ類、モチノキ、アオキ、ヒサカキなどによって構成される常緑広葉樹林が、ほぼ海拔 700～800m を境にブナ、ミズナラを主とする落葉広葉樹林に移行する。こうした植生を反映して、「真鶴半島の照葉樹林」（真鶴町）、「大和のシラカシ林」（大和市）、「鶴巻のおおげやき」（秦野市）等が県指定天然記念物に指

定されている。なお、丹沢山中には樹高45mで県下最大の「^{ほうき}箒スギ」(山北町)が所在しており、国の天然記念物に指定されている。その他、箱根の山頂部などに見られる特異な植生もあり、箱根町では、「^{はこねふたごやま}箱根二子山の^{ふうしやうていぼくしよくぶつぐんらく}風衝低木植物群落」が県指定天然記念物に指定されている。



箒スギ

さらに、本県は海岸線が長く、一方で、大山、丹沢、箱根といった山地を有し、その間に平野が開けるなどの自然環境に育まれた動物相も多様であり、丹沢山地には、特別天然記念物であるカモシカが生息するほか、太平洋側での分布の東限域に当たる「^{おおいそ}ギフチョウとその生息地」(相模原市)や、「^{てるがさき}大磯照ヶ崎のアオバト集団飛来地」(大磯町、海水を飲むという珍しい習性を持つ)が県指定天然記念物に指定されている。

(2) 歴史

本県の歴史について、文化財との関係を中心に記述する。

本県は、地理的条件もあり、各時代にわたって、その時々の人間の活発な活動が見られ、多様で特徴的な歴史を形作ってきた。

旧石器・縄文時代には、山海の豊かな自然の恵みのもとに数多くの遺跡が残され、弥生・古墳時代には、環濠集落や前方後円墳に見るように西方から関東地方に伝播した新しい文化の窓口となり、奈良・平安時代には、^{かんが}官衙遺跡群などに律令制度や仏教文化の地方における浸透と発展を見て取ることができる。

そして、武家政権発祥の地である鎌倉は、京とともに当時の日本の政治・文化の中心となり、現在でも若宮大路などに中世都市鎌倉の面影が残され、鶴岡八幡宮や鎌倉五山等の社寺に中世宗教文化の伝統が息づく。室町時代は「鎌倉府」として関東の中心となり、戦国時代には戦国大名北条氏が関東全域を支配し、小田原城に残された広大な城郭遺構が、当時の繁栄を伝える。江戸時代には、大都市江戸へ通じる交通の要衝としての箱根・小田原や行楽地としての大山、江ノ島等が本県近世史を特徴付ける。

幕末開港以降は、我が国で最初の開港地としての独自の文化の形成や、横須賀に発する近代化遺産や砲台等の軍事関連遺跡、湘南地域における別荘文化などが本県近代史の特徴であり、戦後にかけて建てられた特徴的な歴史的建造物が新たな文化財として注目を集めている。

以上のように本県の歴史の特徴は、旧石器時代から近現代まで多様な歴史的所産を有していることであり、特に、鎌倉幕府の開創や横浜開港など日本史上の転換点と評価される重要な事象も含め、そうした歴史が幅広く多様で地域性の強い文化財によって語られる点にある。

ア 先史時代（旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代）

神奈川県域に初めて人々が暮らすようになった時期は、およそ 38,000～36,000 年前の後期旧石器時代である。相模野台地などで厚く堆積する関東ローム層中に発見される遺跡からは、人々が獲物たちの動きとともに遊動する生活スタイルであったことがうかがえるが、相模原市では全国的にも珍しい旧石器時代の住居跡が発見されている（国史跡^{たなむかいほら}田名向原遺跡（相模原市））。



田名向原遺跡

およそ 16,000 年前になると、日本列島で土器が使われるようになる。縄文時代では、竪穴住居での居住が一般的となり、集落が形成される。また、狩猟や植物採集に加えて、東京湾や相模湾岸、河川流域では魚介類の採取活動が盛んになった。およそ 7,000 年前（縄文時代前期）の縄文海進時には、海面が上昇したことで、現在の内陸部（茅ヶ崎市北部など）にも貝塚が残されている。縄文時代の最盛期である中期から後期（およそ 6,000～4,000 年前）にかけては、台地上や段丘上で規模の大きな集落が発達する（国史跡^{かつさか}勝坂遺跡（相模原市）など）とともに、沿岸部では貝塚が多く残された（国史跡^{ごりょうがだい}五領ヶ台貝塚（平塚市）など）。その後、気候が冷涼になったこともあり、縄文文化は次第に衰えていった。

我が国で、弥生文化といわれる稲作を中心とした農耕文化は、およそ 2,800 年前に大陸から九州北部へ伝わり、その後全国各地に広まった。本県においては、およそ 2,400 年前の弥生時代前期末頃の集落の存在が見られるが、およそ 2,200 年前の中期後半から急増する。特に集落を環状^{ほり}の壕で囲んだ大規模な集落が横浜市の鶴見川流域の台地上（国史跡^{おおつか}大塚・^{さいかちど}歳勝土遺跡（横浜市）など）を中心に県内各地で発見されている。この頃、三浦半島沿岸部に多くの洞窟遺跡が形成されることも本県弥生文化の特徴である（県指定史跡^{びしゃもんどくつやよいじだいじゅうきょしぐん}毘沙門洞窟弥生時代住居趾群（三浦市）など）。また、低地の遺跡では、鍬や鋤などの農耕具を主体とした木製品が数多く発見され（県指定重要文化財^{いけご}逗子市池子遺跡群出土品（逗子市）など）、木工技術の急速な発展が認められるとともに、この頃には^{てつぷ}鉄斧などの金属器も使用され始めた。

弥生時代後期には、さらに集落が増加するが、相模川流域では、東海地方西部から移住してきたかのような、東海系の土器を多量に出土する集落（国史跡^{かんざき}神崎遺跡（綾瀬市）など）も出現し、紀元 1 世紀頃の日本列島内における流動的な時代背景をうかがうことができる。

続く古墳時代（3～7 世紀）には、我が国独自の高塚墳墓である「前方後円墳」^{ぜんぼうこうえんふん}が各地に伝播し、有力豪族を中心とした「クニ」が形作られていく。県域でみられる古

手の古墳は、相模湾沿岸（国史跡長柄桜山古墳群^{ながえさくらやまこふんぐん}（逗子市・葉山町））や相模川地域（国史跡秋葉山古墳群^{あきばやまこふんぐん}（海老名市））、多摩川流域に見られ、古墳に象徴される豪族の支配地域が海岸沿い、河川沿いに進展していったことを示す。古墳時代後期には、小規模な高塚古墳の群集とともに、崖面に横穴を掘って埋葬する「横穴墓」が湘南（県指定史跡楊谷寺谷戸横穴群^{ようこくじや とおうけつぐん}（大磯町）など）や三浦半島地域を中心に数多く営まれることも本県の特徴である。

イ 古代（奈良時代、平安時代）

7世紀になると、中国の律令制度にならい、日本でも朝廷を中心とした中央集権の政治制度や体制が整えられた。県域は、律令制における相模国及び武蔵国の一部となり、それぞれ数箇所の「評」^{ひょう}（8世紀から「郡」^{ぐん}）に分けられ、国府から評（郡）

の役所を通じて地域支配が行われた。相模国府は、平塚に設置された後、大磯に移った。仏教も7世紀後半頃に神奈川の地にも伝わり、各地の「評」や「郡」の役所の近くには初期の寺院が建立された（国史跡橘樹官衙遺跡群^{たちばなかんが}（川崎市）、国史跡下寺尾官衙遺跡群^{しもてらおかんが}（茅ヶ崎市）など）ほか、海老名には8世紀中頃に国分寺及び国分尼寺（国史跡相模国分寺跡^{さがみこくぶんじあと}、国史跡相模国分尼寺跡^{さがみこくぶんにじあと}



下寺尾官衙遺跡群

（海老名市）が建立された。この頃の仏像など仏教関連を中心とした美術工芸品の文化財も多く伝わっており、特に弘明寺^{ぐみょうじ}（横浜市）の国重要文化財木造十一面観音立像^{もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうざう}や宝城坊^{ほうじょうぼう}（日向薬師^{ひなたやくし}）（伊勢原市）の国重要文化財木造薬師如来両脇土像^{もくぞうやくしにょらいりょうきょうじぞう}は、東日本に特徴的な「鉦彫り」手法の代表的な作例である。

平安時代中期（10・11世紀）の東国には、源氏や平氏などの武士が、国司の任期終了後も領内に拠点形成し、反乱鎮圧を命じられて勢力を築いた。特に源頼義^{みなもとのよりよし}・義家^{よしいえ}の親子は、前九年・後三年の役を通じて、東国武士団の組織化を進め、源氏の勢力は東国に土着していった。源頼義は、鎌倉の地に鶴岡八幡宮の前身となる神社を建立し、後の鎌倉幕府設立の基礎を築いた。

ウ 中世（鎌倉時代、室町時代、戦国時代）

源氏の流れをくむ源頼朝^{みなもとのよりとも}は、治承・寿永の内乱に勝利して鎌倉に幕府を開き、1192（建久3）年に征夷大將軍に任ぜられた。武家政権の首都鎌倉は、頼朝の鎌倉開府以降に鶴岡八幡宮（国史跡鶴岡八幡宮境内）を中心として整備され始め、13世紀中頃から、山に囲まれた三方に切通（国史跡朝夷奈切通^{あさいなきりどおし}（横浜市・鎌倉市）、国史跡名越切通^{なごえきりどおし}（逗子市・鎌倉市）など）を通すなど特徴的な都市として確立した。都市鎌倉には多くの武士が住むようになり、御家人として幕府の運営を支えた。しかしながら、1333（元弘3）年に幕府は滅亡した。

その後、室町時代の鎌倉は、「鎌倉府」として、引き続き東国における政治の中心としての役割を担ったが、度重なる武士の抗争などにより次第に衰えていった。

足利将軍の側近だった伊勢宗瑞（北条早雲）は、室町幕府の指示で伊豆へ侵攻し、関東管領上杉氏の内紛を機に相模国に侵攻して小田原を拠点に（後）北条氏発展の礎を築いた。以後、北条氏は関東一円に支配を広げ、戦国大名としての地歩を固めていった。本拠の小田原では、北条氏によって中央文化が積極的に導入された。居城の小田原城は、戦国時代末期、豊臣秀吉の攻撃に備え、「総構」と称される大規模な堀や土塁から構成される強力な防御施設へと大幅に改造されている（国史跡小田原城跡（小田原市））。このほか、県内には中世に築かれた山城が山麓から丘陵部に残されている（県指定史跡早川城跡（綾瀬市）、県指定史跡河村城跡（山北町）など）。

鎌倉時代には、奈良や京都を中心に栄えた旧来の仏教勢力に加えて、鎌倉新仏教といわれる諸宗派が誕生した。これらには、浄土宗系（浄土宗、浄土真宗、時宗）、禅宗系（臨濟宗、曹洞宗）、日蓮宗がある。一方、旧来の仏教側も華嚴宗や律宗の教団が活躍し、人々の宗教的救済に応じた。鎌倉の建長寺や円覚寺などでは、当時の地形や伽藍配置が現在まで継承されている（国史跡建長寺境内、国史跡円覚寺境内（鎌倉市）など）。同じく高徳院には、東アジアにおける「大仏」文化の東端に位置する「鎌倉大仏」（国宝銅造阿彌陀如来坐像）が造像以来の偉容を誇る。また、この時期に鎌倉を中心とした地域に「やぐら」と称される横穴式の墓及び供養施設が大量に築かれることも特徴である（国史跡名越切通の「まんだら堂やぐら群」（逗子市）など）。そのほか、仏教や武家等に関連した美術工芸品や古文書等も県立金沢文庫などに数多く伝わっている（国宝称名寺聖教／金沢文庫文書など）。



まんだら堂やぐら群

エ 近世（江戸時代）

豊臣秀吉による小田原征伐、関東平定によって戦国時代は終結し、県域は、江戸時代に入り、徳川幕府の支配を受けることとなった。江戸時代の県域は、武蔵国橘樹郡・都筑郡・久良岐郡と、相模国鎌倉郡・三浦郡・高座郡・愛甲郡・大住郡・淘綾郡・足柄上郡・足柄下郡及び津久井県の計11郡1県（県は郡よりも小規模な行政単位として元禄期以降国内唯一の呼称が知られる。）から構成され、まとまった大名領は足柄上・下郡の小田原藩領のみで、その他の地域は、厚木市荻野に陣屋を置いた荻野山中藩領、横浜市金沢区六浦に陣屋を置いた金沢藩領を含めて、幕府領・旗本領・寺社領・大名領の飛地などが混在していた。

県域は、巨大な政治都市江戸の西に隣接し、海岸沿いには江戸時代最大の幹線道路

であった東海道、北部には甲州街道が通り、箱根など要所には関所も置かれた（国史跡箱根関はこねのせき跡あと（箱根町））など、江戸の西の守りの要であるとともに、東西交通の要衝でもあった。また、江戸の近郊で、大山、鎌倉、江ノ島、金沢八景など、風光明媚な名所・旧跡も多いため、特に江戸時代の後期には、庶民の手ごろな行楽地となった。こうして参勤交代等の公用旅行者から、信仰・遊山の庶民の旅人まで、県域を多くの人々が行き交った。



箱根関跡

また、温暖な気候と変化に富む自然環境に恵まれて多種多様な生産物があり、大消費地江戸への物資供給地として重要な役割を果たした。江戸時代の初期には、小田原西部から、真鶴・湯河原にかけての沿岸部に分布する、硬質な火山性の安山岩の切石が、江戸城の石垣として大量に搬出され、その後の「根府川石」「小松石」（同じ安山岩）などへと普及、発展した（国史跡江戸城石垣石丁場跡えどじょういしがきいしちょうばあと（小田原市）など）。

オ 近代（明治時代、大正時代）

市民革命を経て、18世紀後半から急激な工業化を進めた欧米諸国は、18世紀末になるとアジアへの進出を強めた。1853（嘉永6）年、米国東インド艦隊司令長官ペリーが、最新鋭の艦隊を率いて浦賀に来航すると、幕府は翌年に日米和親条約、1858（安政5）年に米・蘭・露・英・仏国と通商条約を締結し、神奈川（横浜）をはじめとする5港が世界へ向けて開かれることとなった。横須賀には、幕府によって我が国初の製鉄所が設置され、その後の我が国の近代化の一端を支えた。明治時代の初期には、開港地に居住する外国人の行動範囲を規定するための測量が本県で初めて行われ、一部の標石が現在でも残っている。

1868（慶応4）年3月に、維新政府の接收した神奈川奉行所が「横浜裁判所」となり、これは司法だけでなく通関、税務、治安取り締まり、一般行政も受け持つ、いわば現在の県庁の前身であった。元号が明治となった同年9月には、歴史上初めて「神奈川県」の名称が登場した。その後、1871（明治4）年の廃藩置県、1876（明治9）年の足柄県の編入、1893（明治26）年の多摩3郡の東京府への移管を経て、現在の神奈川県域が確定された。

開港後の横浜は、来日外国人が洋画や写真技術を伝え、陶磁器や漆器等の日本の伝統工芸品が海外へ輸出されるなど、文化の交流地として発展した。さらに、明治政府は、新橋—横浜間に鉄道を開通させるなどの欧化政策を推し進め、富国強兵、殖産興業による国家建設を目指した。また、明治時代から大正時代にかけては、三浦半島の沿岸部において、首都東京を防衛するための砲台等が、対岸の房総半島も含めて数多く築かれた（国史跡東京湾要塞跡とうきょうわんようさいあと、県指定重要文化財東京湾第三海堡構造物とうきょうわんだいさんかいほうこうぞうぶつ（横須賀

市)など)。

一方で、近代には、風光明媚な湘南地域が保養地として評判となり、政治家・財閥等によって数多くの別荘が作られ、独特の別荘文化が形成された。

なお、明治初期には、政府の神仏分離政策に起因する「廃仏毀釈」の影響で、県内でも鶴岡八幡宮、大山阿夫利神社、箱根神社などにおいて、仏教関係の建造物や文物が撤去されるなど、貴重な文化財が失われている。

カ 現代へ（大正時代末期、昭和時代）

現代の神奈川県は、関東大震災と第二次世界大戦による空襲という二つの大きな被災を乗り越えて、今日に至っている。1923（大正12）年9月1日に関東地方を襲った大地震は、県内全域に大きな被害をもたらした。横浜市関内地区では、幕末居留地以来発展した開港地の街並みが、壊滅的な被害を受けた状況が発掘調査により確認されている。国登録記念物山下公園は、この時の瓦礫を埋め立てて造られた。また、茅ヶ崎市では、激しい液状化現象により、地下に埋没していた中世の橋脚遺構が地上に出現した（国史跡・天然記念物旧相模川橋脚^{きゅうさがみがわきょうきやく}）。昭和になってからは、県内に陸海軍の基地や軍需工場が数多く設置されたが、1945（昭和20）年の戦争終結以降は、占領軍に接収され、現在も米軍基地となっているところもある。なお、大戦中に県内各所に築かれた地下壕等が戦争の歴史を語る新たな文化財として近年注目されている。

1960～70年代にかけて、日本は、急激な経済成長を遂げ、特に、1964（昭和39）年開催の東京オリンピックを契機に、新幹線や高速道路、上下水道など社会資本が整備された。一方で、開発の急速な進行に伴い、遺跡（埋蔵文化財）をはじめ、建造物など文化財の保存に影響を及ぼす事例が、県内でも数多く発生し、保存運動の結果、開発が中止となり、国史跡に指定された事例もある（代表例として国史跡三殿台遺跡^{さんとのだい}（横浜市））。

一方で、近年では、明治から戦後の昭和前半期までの歴史的な建造物を文化財として保護する機運も高まっている（代表例として国登録有形文化財神奈川県庁本庁舎（横浜市）、県指定重要文化財旧神奈川県立近代美術館鎌倉館本館（鎌倉市））。



東京湾第三海堡構造物（観測所）

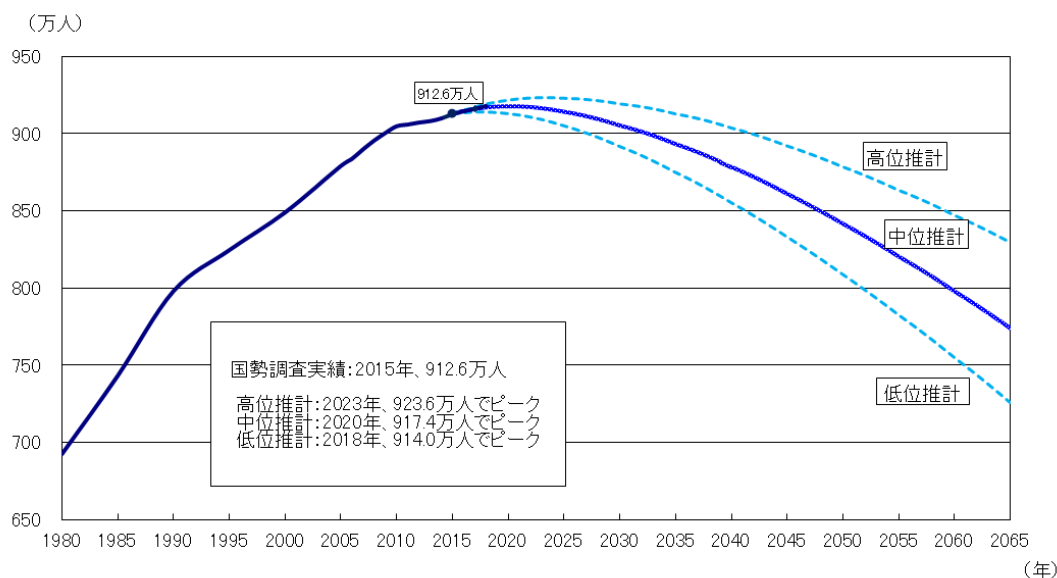


旧神奈川県立近代美術館鎌倉館本館

(3) 人口

2015（平成27）年国勢調査結果（2015（平成27）年10月1日現在）によると、本県の人口は912万6,214人（全国第2位）、人口密度は3,778人/㎢（全国第3位）、世帯数は397万9,278世帯（全国第2位）となっている。2014（平成26）年から死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態となったが、転入者数が転出者数を上回ることによる社会増が続いており、県全体の総人口は増加を続けている。県では、2015（平成27）年の国勢調査を踏まえ、高位、中位、低位の3つのケースを設定した将来人口推計を行っており、本県の総人口は2020（令和2）年頃にピークを迎え、その後は減少していくと見込まれている。

<本県の総人口の将来推計>



※出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年4月)」の出生率をもとに、神奈川県出生率を設定。
※将来の転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、高位・中位・低位の3つのケースを設定して推計。

(県政策局作成)

(4) 景観

(2) で見たように、本県は、古都鎌倉、城下町小田原、開港の地横浜、別荘地・保養地として親しまれてきた相模湾沿岸など、地域の文化を伝える歴史的景観を有する。また、長い歴史の中で、人と自然との営みが農林水産業や地場産業を創り出してきた。さらに、我が国と本県の産業を支えてきた京浜工業地帯、市街地の中の商業業務地、高密度な市街地、県土に広がる住宅地など様々な様相から構成される都市空間が形成されてきた。

(5) 観光

本県には、国際的観光地の横浜・鎌倉・箱根をはじめ、県内各地に、眺望のよい海岸線や温泉地の街並みなどの景観や、寺社・仏閣などの歴史的建造物、絵画、工芸品などの文化財、四季折々の花々など、多様な観光資源がある。また、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ海外にも強力に発信できる魅力的な観光地の創出を目指すため、新たな観光の核づくり地域（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）の主体的な取組の支援や、県内の他の観光地と組み合わせた広域周遊の促進などに取り組んでいる。

「平成 30 年神奈川県入込観光客数調査報告書」によると、県全体の入込観光客数の推計延人数は、平成 30 年実績で 2 億 26 万人となっており、市町村別に見ると、横浜市 4,686 万人、箱根町 2,126 万人、鎌倉市 1,987 万人の順となっている。本県への訪日外国人旅行者数は増加傾向にあり、平成 30 年には 234 万人に達している。

観光客の動向として、多くの国や地域において、訪日外国人の旅行形態が団体旅行から個人旅行にシフトしている。また、「モノ」に対する消費活動ではなく、日本の伝統文化や食生活を体験したいという「コト消費」への移行が進んでいる。

2 神奈川県の文化財の概要

(1) 文化財の体系

文化財については、法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類されている（第 2 条）。また、埋蔵文化財（第 92 条）や文化財の保存技術（第 147 条）についても保護の対象とされている。

有形文化財は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料としている。建造物以外の動産的な有形文化財を、便宜上美術工芸品とまとめる場合もある。

無形文化財は、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものである。それを高度に体現しているものを保持者又は保持団体に認定し、重要無形文化財の各個認定保持者は「人間国宝」と通称されている。

民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、有形民俗文化財と無形民俗文化財に分かれている。

記念物は、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いものである。

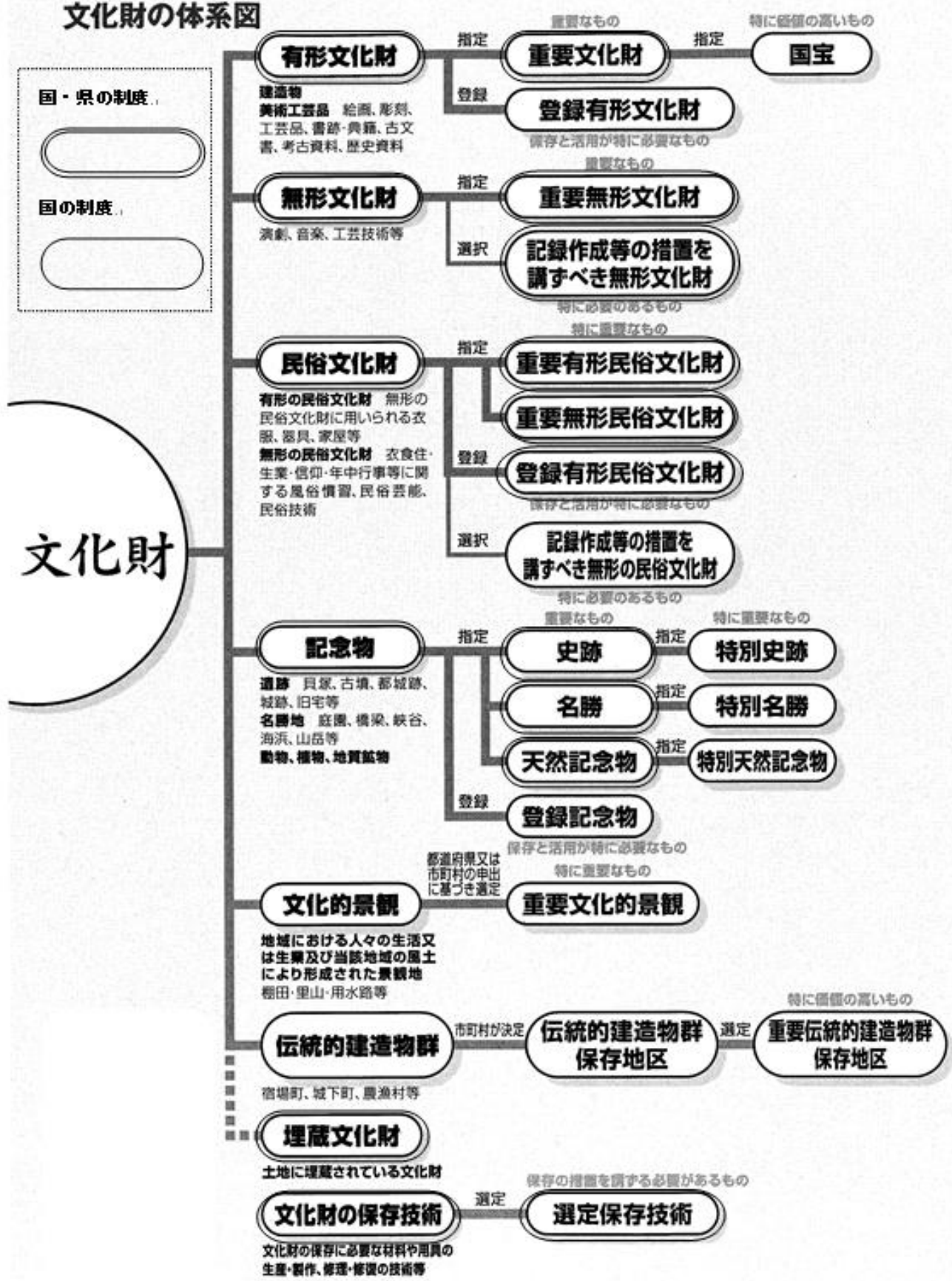
文化的景観は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものである。

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものである。

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財のことで、一般に、遺跡と呼ばれているものである。

文化財の保存技術は、文化財の保存に必要な材料や用具の生産や製作、修理・修復の技術等である。

文化財の体系図



(文化庁ホームページ掲載画像を加工)

(2) 文化財の保護制度

文化財については、その保護のための制度として、指定制度と登録制度がある。

指定制度は、多くの文化財の中で特に価値が高く、重要なものを法令に基づき指定することで、恒久的な保護措置を図ろうとするものである。

国は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財、民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定している。さらに重要文化財のうちで「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの」を国宝に、史跡・名勝・天然記念物のうち特に重要なものをそれぞれ「特別史跡」などに指定している。

地方公共団体は、国指定以外の文化財の中で、それぞれの区域内で重要なものを条例に基づいて指定している。

登録制度は、指定制度を補完する新しい保護制度である。国は、まず平成8年に建造物を対象として制度を導入し、平成16年には建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財及び記念物にも対象を広げた。そのほか、国は、文化的景観のうち重要なものを重要文化的景観、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として、それぞれ選定している。

なお、地中に埋蔵されている文化財については、土地の開発行為が行われる際などに、それらが破壊、滅失等されることを防止し、その保護を図っていく観点から、地方自治体が埋蔵文化財を包蔵している土地を周知の埋蔵文化財包蔵地として示し、その周知に努めている。

(3) 神奈川県文化財の現状

県内における国又は県指定文化財の状況の概要は次のとおりである。なお、これらのほか、各市町村においても条例に基づき文化財を指定している。

文化財の指定等の状況 (別添資料3)

ア 有形文化財

(ア) 建造物

国宝の円覚寺舍利殿^{えんがくじしゃりでん}をはじめ、鎌倉市に国又は県指定文化財建造物が最も多い。これは、中世以来の古都鎌倉における社寺建築が同市に集中していることが反映されている。次いで、横浜市に多く、市域が広いことに加え、名勝にも指定されている三溪園^{さんけいえん}内に文化財建造物が多く移築されていることも要因である。これは日本民家園が所在する川崎市でも同様である。以上の3市以外の市町村では、国又は県指定の文化財建造物は比較的少ない。

(イ) 美術工芸品

国宝の「銅造阿弥陀如来坐像」(鎌倉大仏)が代表的なものであるが、多くのものは絵画、彫刻、古文書などの動産の文化財であり、県立金沢文庫で保管している国宝称名寺聖教/金沢文庫文書のように、多くが社寺や博物館・美術館関連施設に収

蔵されている。このため、指定物件は、多くの社寺や、県立金沢文庫・県立歴史博物館・鎌倉国宝館等の施設が所在する横浜市や鎌倉市に多い。

イ 無形文化財

本県では、芸能分野において、義太夫節浄瑠璃^{ぎだゆうぶしじょうり}1名が認定（各個認定）されている。また、現在、県指定されているものはない。

ウ 民俗文化財

民俗行事等に関連する道具類などの有形民俗文化財の指定事例は、通常の有形文化財に比較すると少ないが、県内各所の博物館関連施設や社寺に収蔵されている。指定件数では、民間信仰に関する石塔である庚申塔^{こうしんとう}が比較的多い。

無形民俗文化財は、例えば船祭りや小正月の行事などの風俗慣習や、獅子舞、人形芝居などの民俗芸能がある。特定の地域に限定されることなく、県内のほぼ全域に分布している。三浦市で重要無形民俗文化財に指定されているチャッキラコは、県内で唯一ユネスコ無形文化遺産に登録（代表一覧表に記載）されている。

エ 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

これは、土地に関わる文化財及び動植物関連の天然記念物である。

史跡は、従来、社寺境内や墓址が多く、建造物と同様、鎌倉市に指定事例が集中する傾向があるが、近年では開発行為に伴い新たに発見された重要な遺跡が国史跡に指定される事例が増えている（橘樹官衙遺跡群(川崎市)など）。

名勝は、例えば横浜市の三溪園といった庭園などの人文的名勝と、山北町の洒水の滝といった景観関連の自然的名勝があるが、いずれも指定事例は少ない。特に自然的名勝の国指定事例は、現在のところ県内にはない。

天然記念物は、樹木関連の県指定事例が多く、県内各地に分布している。神社の社叢林などの樹林が指定されているほか、イチョウなどの単木の指定もされている。

なお、史跡と名勝、史跡と天然記念物といった、一つの物件で重複して指定される事例もある（旧相模川橋脚(茅ヶ崎市)など）。動物関連は、カモシカのように対象動物そのものを指定する場合と、昆虫や鳥類の生息地や飛来地を指定する場合などがある。

なお、記念物の「国宝」に相当する「特別史跡」等は、県内にはないが、「特別天然記念物」に指定されている、地域の定めのない動物であるカモシカ、オオサンショウウオ、ヤマネ及びミヤコタナゴが県内にも生息している。

オ 埋蔵文化財

本県は、豊かな自然環境に恵まれていることもあり、古くから人間活動の痕跡が認められ、旧石器時代から近代までの各時代の遺跡が数多く発見されている。それらの埋蔵されている土地は、「埋蔵文化財包蔵地」として周知され、県内全域に広く分布し、その数は現在、8,000箇所を超えている。全体としては、古代に国府の置かれた平塚、幕府の開かれた鎌倉や城下町である小田原などに多く所在しているほか、開発行為に伴って発見されることも多く、近年では大規模道路事業等に伴い、新たな発見例が増加している。

カ 文化的景観、伝統的建造物群及び文化財の保存技術

本県では、いずれも選定されていない。

なお、本県で最も古い国指定の文化財は、美術工芸品では、鎌倉市の国宝「銅造阿弥陀如来坐像」（鎌倉大仏）であり、明治30年12月28日に当時の古社寺保存法における「国宝」（文化財保護法における重要文化財）に、史跡名勝天然記念物では、海老名市の「相模国分寺跡」が大正10年3月3日に当時の史蹟名勝天然記念物保存法による「史蹟」（文化財保護法における史跡）にそれぞれ指定されている。



高德院 国宝銅造阿弥陀如来坐像

（４） 文化財の保存・活用に関する課題

文化財の保存・継承については、例えば有形文化財の場合は所有者等が、自主的に巡回や点検、清掃等の日常管理を行うほか、保存面で課題が生じた場合には修理を行うなど、文化財の特性を踏まえ、継続的に維持管理に取り組む必要がある。

文化財の維持管理については、所有者等が正しい知識・活用意識に基づいて自ら行うことが基本であるが、本県の指定文化財所有者等に対するアンケート結果でも、経済的理由や知識・情報不足、高齢化や後継者不足等により、十分な維持管理や防災・防犯対策及び次世代への継承などが困難な状況がうかがえる。

また、継承に係る相続税負担など、将来の文化財の保管や保存に不安を覚える所有者等もいる。

さらに、文化財の公開については、社寺建築や社寺の保有する美術工芸品、民俗芸能、史跡・天然記念物など既に公開されているものが多い一方で、所有者アンケートの結果によれば、個人所有の建築物や美術工芸品などは現在公開されていないものも多かった。しかし、これらについても、可能であれば一般公開を検討してみたいと考えている方もおり、オーバーユース（過剰利用）のほか、社寺や個人住宅等における平穏な環境との共存などの課題に配慮した公開・活用方法の検討が必要である。

なお、行政における課題としては、文化財の価値や魅力の周知不足、文化財の専門性を有する職員の人材育成が十分になされていないなどの課題がある。

文化財所有者アンケート実施結果（別添資料4）

本県における文化財を取り巻く課題を整理すると、次のとおりである。

【文化財を取り巻く主な課題】

■保存に関する課題

- ・ 保管や修理等に要する費用負担
- ・ 日常の維持管理
- ・ 防災・防犯対策
- ・ 将来的な担い手の不在
- ・ 保存・活用に必要な知識の不足
- ・ 行政等の支援情報の不足
- ・ 継承に係る相続税の負担

■活用に関する課題

- ・ オーバーユース（過剰利用）等の課題に配慮した活用
- ・ 社寺や個人住宅等における平穏な環境との共存

■行政における課題

- ・ 文化財の価値や魅力の周知不足
- ・ 文化財の専門性を有する職員の人材育成

3 目指すべき将来像及び方向性

(1) 目指すべき将来像（基本理念）

文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ

(2) 方向性

(1)に掲げる将来像に向けて、次の三点を基本的方向性とする。

ア 文化財の価値に関する意識の共有

文化財を適切に保存・活用するためには、その価値や魅力を分かりやすく説明し、多くの方々に理解し、共感していただくことが必要である。そのため、文化財に関する調査研究の成果をはじめ、地域での保存・活用の取組事例などの情報を、多言語化を含め、映像・体験などの手法も用いつつ、様々な機会をとらえ、積極的に発信していく。

なお、文化財の価値や魅力が伝わる情報発信を行うには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財を一体的に捉えることも必要であり、このための方法の一つに、国の事業である「日本遺産」（4(2)イ参照）の活用が考えられる。

イ 県民が共に支える文化財の保存・継承

文化財所有者だけでは文化財の保存・活用が困難な場合は、行政、地域住民や様々な関係者が連携しながら、文化財の特性に応じた保存・活用が図られるよう所有者を支援していく。また、未指定文化財を含めた地域の文化財を把握し、それぞれの文化

財の状況に応じた必要な対応を行うことにより、地域全体の魅力の向上につなげていく。

あわせて、将来にわたり文化財を継承していくためには、地域における文化財保護の担い手を育成するとともに、県及び市町村職員の専門性向上にも取り組んでいく。

ウ 文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり

文化財を適切に保存することに加え、多くの人々が文化財に接する機会を増やすことで、県民が文化財の価値や魅力を実感できるようになることから、文化財の特性や関連性を考慮しながら、可能な限り周辺環境も含めて保全し、他の地域資源と連携した活用を図る。文化財を活用しながら、地域全体の魅力づくりに取り組むことで、内外の人々を呼び込み、新たな担い手や保存・活用のための資金の獲得につなげるなどにより、計画的な文化財の保存・活用を推進する。

文化財の特性に応じ、所有者だけではなく地域の様々な主体が参加し、他の地域資源も活用しながら、保存・活用に関する情報発信を積極的に行う。そして、人生 100 歳時代を迎え、幅広い世代に文化財について関心を持っていただき、新たな継承活動の担い手となってもらう取組を進めることで、将来にわたって文化財の保存・活用を促進する。さらに、こうした文化財の活用等により、地域全体の魅力の向上を図り、コミュニティの再生や地域活性化にもつなげることを目指す。

4 県内の文化財の保存・活用に関する方針

本県の文化財保護行政の体制については、昭和 21 年に県教育部に社会教育課が発足して以来、文化財の保存・活用に取り組んできた。昭和 30 年には、現在の県文化財保護条例を制定した。また、昭和 51 年には、神奈川県文化財保護審議会を設置した。

本県における文化財保護行政の沿革（別添資料 5）

次に掲げる方針に基づき、県内の文化財の保存・活用を図っていく。

（1）分野ごとの保存・活用

ア 有形文化財

有形文化財は、建造物や美術工芸品など種別が多岐にわたる。

個々の国指定の重要文化財について、保存・活用の考え方を明確化し、確実な継承を図るためには、平成 30 年の法改正によって認定制度となった、所有者等による「保存活用計画」の作成も有効である。

さらに、建造物や美術工芸品などの文化財を保存していくためには、伝統的な木工技術など修理等に関わる伝統的な保存技術の継承も必要となる。

また、県立公文書館や県立図書館では、歴史的に重要な公文書その他の資料を収集・保存している。これらの資料については、未指定のものであっても、将来的に文化財としての価値が見出されることも考えられる。

なお、人口減少の下で、歴史的な価値を有する個人住宅等の建造物が空き家となることなどが懸念されている。これについては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく市町村の取組と連携しながら、文化財としての価値が明らかになった場合は、文化財への指定又は登録を検討する。

■方針

- ・ 調査研究の結果に基づいて、歴史的、学術的に重要なものであることが明確になった場合、所有者の意向を確認した上で、将来の重要文化財への指定、又は登録有形文化財への登録も見据えた取組を進める。
- ・ 指定・登録された文化財については、所有者等との現状変更に係る調整や修理・整備に対する補助金の交付などにより、適切な保存・活用を図る。
- ・ 指定文化財については、所有者の意向も踏まえながら、「保存活用計画」の作成の支援を行う。
- ・ 保存技術については、県内における伝承状況を確認しながら、今後の消失の懸念が切迫しているものについては保存の措置を行う。
- ・ 歴史的に重要な公文書その他の資料の保存・活用については、所有者や管理者及び市町村などと連携しながら取り組んでいく。

イ 無形文化財

県内における指定事例が極めて少ない中で、指定の可能性を検討する必要がある。

■方針

- ・ 関係機関や市町村等と連携し、県内における伝承状況を確認する。
- ・ 今後の消失の懸念が切迫しているものについては、記録作成等の保存の措置などを実施する。

ウ 民俗文化財

有形の民俗文化財は、それぞれの地域で行われている行事のために保存・活用されているほか、地域の博物館や郷土資料館等における展示、保存・修理や製作体験事業の実施等により、保存・活用が行われている。

無形の民俗文化財の保存のためには、後継者の育成が課題となっており、地域の人々の相互の結びつきが特に重要であるため、コミュニティの持続や、伝承組織の維持が必要となる。また、行事の面白さ、楽しさを若年層に感じてもらう工夫も求められる。あわせて、行事の意義とそれが受け継がれてきた歴史について、理解を深めてもらうことにより、形だけではなく、それを支える心を継承していく必要がある。

また、個々の国指定の有形民俗文化財又は無形民俗文化財について、確実な継承を図るためには、「保存活用計画」の作成も有効である。

■方針

- ・ 民俗芸能の発表機会の場を確保するほか、学校教育の場における取組や、保護団体、関係機関、市町村等との連携を通じ、伝承活動等を支援していく。
- ・ 様々な媒体を通じてより積極的に民俗芸能についての情報発信を行う。
- ・ 現在伝承されている無形の民俗文化財の中絶等に備え、記録の作成に努め、指定して保存すべきものについては、指定も見据えた取組を進める。
- ・ 保持者等の意向も踏まえながら、「保存活用計画」の作成の支援を行う。
- ・ 平成17年に法改正により民俗文化財の一つとして位置付けられた「民俗技術」については、その状況を確認しながら、保存の措置を実施する。

エ 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

記念物については、多くの場合、指定地の管理や公開活用等が課題となっている。そこで、国指定の記念物については、「保存活用計画」の作成も有効である。

■方針（史跡及び名勝のうち庭園関係が主体となる人文的なもの）

- ・ 史跡については、指定や登録に値する重要な遺跡が発見された場合、国や地元市町村との調整を十分に行い、学識者の指導も仰ぎながら、必要な手続きを進める。
- ・ 現状の維持管理や整備が適切に行われるよう必要な支援を行う。
- ・ 土地所有者の理解を得ながら、国指定の場合は、「保存活用計画」の作成を支援する。

天然記念物及び名勝のうち自然の営みによって育まれた風致景観である自然的なものについては、経年で大きく変化するため、その保存・管理には状況に応じた対応が必要となる。また、天然記念物に指定された動植物には、生息・生育状況の変化により、自然のままでは良好な状態を保つことができないものもあり、生育環境の改善や保護施設の設置、飼育繁殖等の対策が必要となることも考えられる。

なお、本県では、県指定天然記念物の樹木が無許可で伐採される事案が発生しており、文化財の適切な保存が課題となっている。

■方針（天然記念物及び名勝のうち自然の営みによって育まれた風致景観である自然的なもの）

- ・ 専門家・地域住民等とのネットワークの構築を図り、関係機関と連携しながら助成や指導助言、技術的支援を行っていく。
- ・ 所有者の意向も踏まえながら、国指定の場合は、「保存活用計画」の作成の支援を行う。

オ 埋蔵文化財

埋蔵文化財に係る様々な調整及び活用等を適切に行う必要がある。

■方針

- ・ 県内における開発事業に伴う把握・周知・調整・保存・活用といった一連の業務が適切に行われるよう事業者との協議・調整を行う。
- ・ 発掘調査を実施する組織に対して、指導・助言を行うとともに、発掘調査を適切に行うことができる組織を事前に把握するよう努める。
- ・ 各時代を代表する考古資料群については有形文化財への指定を図る。
- ・ 市町村が行う埋蔵文化財関係国庫補助事業について、必要な補助を行う。
- ・ 市町村が所管する事業についても市町村の意向も踏まえながら指導・助言を行う。
- ・ 埋蔵文化財における諸課題についても県と市町村とで協議して適切な対応を行う。
- ・ 発掘調査の記録や出土品の保管については、増え続ける出土品の適切な保管場所を確保する。
- ・ 展示会や体験型のワークショップなどにおいて出土品の活用を図るとともに、考古学関係の講座を開催することで、学校教育や生涯学習などを通して県民への普及に努める。
- ・ 水中遺跡について、国の動向も注視しつつ、今後の取組を検討していく。

カ 文化的景観、伝統的建造物群及び文化財の保存技術

文化的景観、伝統的建造物群及び文化財の保存技術については、現在のところ本県では選定されていないが、文化的景観及び伝統的建造物群は、地域の文化財を中心に面として保存・活用していくためにも有効な手法である。また、保存技術については、文化財の継承にはなくてはならないものである。

■方針

- ・ 文化的景観及び伝統的建造物群については、国の動向も注視しつつ、市町村と連携し、選定候補を検討していく。
- ・ 保存技術については、国の動向も注視しつつ、市町村と連携し、選定候補を検討していく。

(2) 総合的な文化財の保存・活用

これまで文化財の保存・活用は、個別の分野ごとに、いわば「点」として行われてきた。

■方針

- ・ 今後は、更に周辺地域に所在する多様な文化財を総合的に把握したうえで、文化財以外の地域資源も含め、地域が一体となって、周辺環境も含めた保存・活用を推進できるよう、取組を支援していく。

なお、こうした理念をすでに取り入れている国の施策として、県内では次に掲げる取組が行われており、「面」としての総合的な文化財の保存・活用の好事例であるため、今後これらの事例も参考にしながら、総合的な文化財の保存・活用を目指していく。

ア 歴史的風致維持向上計画に基づく整備・活用

地域の歴史的な風致の維持・向上、後世への継承を目的とする、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。通称「歴史まちづくり法」）に基づく計画で、国土交通省・文化庁・農林水産省の共同所管となる省庁横断の事業である。市町村が、国に認定を受けた計画の「重点区域」において、国の支援を受けて、歴史的風致維持向上施設の整備や、歴史的風致形成建造物の指定など、様々な事業を実施する。歴史的な街並みを、伝統的な産業や行事に係るものも含めて、総合的に整備できることが特徴である。

本県では、平成 31 年 4 月現在、鎌倉市及び小田原市が、歴史的風致維持向上計画の認定を受けて、歴史的な街並みの整備等の事業を実施している。

イ 日本遺産

平成 27 年に文化庁が創設した新しい制度であり、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語る「ストーリー」を「日本遺産」として認定したうえで、ストーリーを語る上で、有形・無形を問わず、不可欠な魅力ある様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものである。文化庁は、全国で 100 件程度を認定する予定であり、本県は、申請を希望する市町村と国との連絡・調整を行っている。

認定の類型は、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」がある。本県では、地域型として伊勢原市及び鎌倉市、シリアル型で横須賀市（京都府舞鶴市、広島県呉市、長崎県佐世保市と共同）及び小田原市・箱根町（静岡県三島市・函南町と共同）の 4 件が認定されている。

本県で日本遺産に認定されているストーリーの名称及び概要（別添資料 6）

ウ 世界遺産

昭和 47 年にユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としている。我が国では、平成 4 年に条約が発効して以来、令和元年現在で、計 23 件の文化遺産及び自然遺産が世界遺

産として登録されている。

本県は、平成4年に「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が国の暫定リストに登載されて以来、横浜市、鎌倉市、逗子市と連携して、「鎌倉」の世界遺産登録を見据え、比較研究等に取り組んでいる。

(3) 未指定文化財の把握と保護

文化財保護行政においては、国、県又は市町村による指定又は登録等がなされた文化財を主に保護の対象としている。しかし、文化財的な価値が高くとも、限定された地域や集団のみで価値が認識されているものや、存在自体が知られていないために価値が定まっていないなどから、未指定となっている貴重な文化財も存在しているものと考えられる。また、時代を経ることによって、将来的に文化財としての価値を持つようになることもあり得る。

そこで、こうした文化財を適切に把握し、所有者の理解を求めながら、適切な保存等につなげていく必要がある。

■方針

- ・ 未指定の文化財を適切に把握し、調査研究によって、価値のある文化財が見出された場合は、その保護のため、国や市町村と連携しながら、指定等の可能性を探るとともに、他の文化財と合わせた保存・活用につなげていく。

(4) 県と市町村等の連携

県及び市町村は、それぞれの地域にとって重要な文化財を指定して保護を図っている一方で、ともに地域の文化財の保存・活用を推進していく観点から、基本的理念を共有する関係にある。また、具体的な所有者支援の場面では、県と市町村が一連の手続を行っており、文化財の保存・活用に当たって適切な連携・協力が欠かせない。

■方針

- ・ 市町村ごとに文化財保護行政に係る体制は異なることから、県は市町村の状況に配慮しながら、市町村の意向も踏まえて、技術的指導や助言を行うとともに国との調整も図っていく。

(5) 複数の市町村及び県外にまたがる広域的な取組

複数の市町村にまたがって所在する文化財の保存・活用や、周辺地域を含めた地域一体としての文化財の保存・活用に取り組む際には、県は広域自治体として調査研究を主導するほか、市町村間の調整等、必要な役割を担っていく。

例えば、民俗芸能についても、類似した民俗芸能が県内の複数市町村に分布し、かつ緊急に記録保存すべきものについて、県が主体となって記録保存調査を進めているところである。

さらに、文化財によっては、県を越えて所在するものもある。例えば、民俗芸能の「かしまおどり鹿島踊」は小田原市から静岡県伊豆半島東部にかけて分布している。また、国史

跡江戸城石垣石丁場跡（小田原市）は静岡県熱海市・伊東市にかけて分布し、国史跡箱根旧街道（箱根町）は静岡県三島市・函南町部分を含めて指定されている。ほかに、国史跡東京湾要塞跡として県内では「猿島砲台跡」及び「千代ヶ崎砲台跡」（横須賀市）が所在しているが、当時の砲台は千葉県も含む東京湾一帯に築かれたことから、今後千葉県側でも文化財指定される可能性が考えられる。こうした県の区域を越える文化財の保存・活用に当たっては、隣接する他都県等との連携協力が必要である。

また、大規模な災害が発生した場合は、市町村の範囲を越えて同時に被害が発生することが想定される。

■方針

- ・ 複数市町村に分布する文化財又は県を越えて所在する文化財について、県は調整に当たっての窓口としての役割を果たしていく。
- ・ 文化財の防災に必要な情報の収集やレスキューの体制整備等については、全県で取り組むことができるよう、県が調整を図っていく。

（6） 関係団体等との連携

現代は、文化財を取り巻く環境も様々であり、文化財の保存・活用に当たっては、所有者や行政だけでは解決することが困難な課題も生じている。そこで、課題解決に取り組む主体、サービスを生み出す主体として、NPOや企業、大学等の団体などの活動がますます重要となっている。

また、文化財の分野によっては、専門性の高い知見を有している団体等もある。

さらに、住民同士が支えあう地域コミュニティの機能の再生にも注目が集まっている。文化財の継承に欠かすことができないのが、地域の住民の存在である。文化財を通じて、地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参加することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠である。

■方針

- ・ 文化財の保存・活用のため、県及び市町村は、これらの関係民間団体（第5章）等とも連携・協働を進めていく。
- ・ それぞれの団体等の有する専門的知見を文化財の保存・活用に生かすとともに、県及び市町村をはじめ文化財の保存・活用に関わる人材育成にもつなげることができるよう、日頃から情報共有を行いながら、各団体等の意向も踏まえつつ、相互の連携に努める。
- ・ 文化財の保存・活用の担い手として、多くの人の参加を得るためにも、文化財の魅力や文化財に関する調査研究の成果等を分かりやすく伝え、歴史・文化の奥深さを感じてもらえるよう、住民や関係団体等と連携して取り組んでいく。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第1章の4で掲げた方針に基づき、県内の文化財の保存・活用を図っていくに当たって、国、県、市町村、文化財の所有者及び関係団体等がそれぞれ具体的に講ずる措置を本章の1～7に示す。また、県が所有又は管理する文化財及び県としての重点的推進テーマについて8に示す。

1 文化財の調査・指定

文化財の保護に当たっては、まずは地域に所在する文化財を調査し、把握する必要がある。こうした調査は、その後の文化財の指定や登録のためにも必要なものである。本県では、これまでに建築や民俗芸能、植生等を対象として調査を行っている。

また、文化財の調査は、文化財指定後も含め、その状況に応じた適切な保存・活用の方策を講じるためにも必要となる。

国や市町村においても、様々な調査を行っている。なお、改正法に基づく地域計画を市町村が作成する際には、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を調査することが期待される。県内の市町村では、これまでに21市町が域内におけるいずれかの種別の文化財の悉皆調査を実施している(平成31年3月現在)。対象となった文化財としては、石碑・石塔等を含む石造物が特に多い。ほかに、社寺等の建造物、絵画、仏像等の彫刻、民俗文化財などが対象となっている。

■取組

- ・ 各分野の文化財について必要な調査を実施していく。
- ・ 市町村と連携し、指定文化財を含め、文化財の状況を確認・把握していく。

これまでに県が実施した主な文化財調査等(別添資料7)

文化財保護のための基本的な手段の一つが、指定文化財への指定である。指定文化財については、現状変更等の制限、損壊等の行為を法令で規制することにより、文化財を保護するものであり、一方で、所有者に対しては、修理等に対して補助金を交付することで、その保存・活用を支援している。

指定に際しては、上記の調査結果や専門的な知見を有する者の意見を参考にしつつ、その文化財としての価値を判断する必要がある。

■取組

- ・ 全国的に見て重要な価値のあるものであれば、国と調整しながら、国指定文化財への指定又は指定に準ずる国登録文化財への登録の実現に向けて取り組む。
- ・ 国指定には至らないが、県として重要なものであれば県指定、県内の一定の地域として重要であれば市町村指定とすることになるが、所有者の意向や保存・活用の体制なども考慮しながら指定の実現に向けて取り組む。

2 指定文化財の修理・整備に対する支援

文化財が適切に保存・活用されるためには、修理や整備を文化財の状況に応じて適宜行うことが必要である。多額の費用を要する場合もあることから、所有者アンケートでもこの点を課題としているものが見られる。

■取組

- ・ 法及び条例に基づき、所有者等が行う指定文化財等の保存修理等に対して、国、県及び市町村が補助金を交付することで、文化財の保存・活用を支援する。また、引き続き国庫補助等の財源の確保に努める。

なお、補助対象は次のとおりである。

- 有形文化財の管理、修理、防災又は公開の事業
- 無形民俗文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開の事業
- 史跡、名勝、天然記念物の管理、修理の事業
- 史跡、名勝、天然記念物の保存のための土地買上げ事業

3 指定文化財の所有者等に対するその他の支援

文化財の保存・活用は一義的には当該文化財の所有者が行うとされている。ただし、実際の保存・活用に当たっては、費用面の負担や専門的な知見・技術等が必要になる。

また、中には、公開・活用の意向を持ちながらも実現に至っていない所有者もいる。

関係機関における研修又は民間の財団による助成制度も存在するため、これらの利用や、民間団体の様々な活動との連携も保存・活用のためには有効である。

さらに、同種の文化財の所有者同士が情報交換を行うことで、課題解決につながることも考えられる。

また、特に民俗芸能について、学校教育における授業や課外活動の機会に実際に活動に参加することは、民俗芸能について理解し、さらには将来的な担い手となっていくことにも貢献すると期待される。

なお、平成30年の法改正に伴い、所有者にあっては、保存活用計画を作成し、法に基づく文化財保存活用支援団体、管理責任者、美術館等へ文化財を寄託することで相続税の納税を猶予するなどの制度を活用できる。

■取組

- ・ 指定文化財の所有者等が行う修理・整備等に対して助言や相談を行う。
- ・ 公開・活用の事例や新たな機会についての情報提供を積極的に行うことで、その促進を図る。
- ・ 所有者に対して、県及び市町村から関係機関における研修又は民間の財団による助成制度について情報提供を行う。
- ・ 文化財の所有者同士の情報交換の活動を支援していく。
- ・ 地域住民や保存会等と連携し、学校教育等の場で民俗芸能に参加する取組を支援していく。
- ・ 法改正に伴う所有者への支援制度について周知を図っていく。

法に基づく主な制度

制度	概要
文化財保存活用支援団体	地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等。市町村が指定する。
管理責任者	所有者だけでは十分な保護が難しい場合などに、所有者に代わり文化財を保存・活用する者。所有者が選任する。
保存活用計画	個々の文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容等を記載し、国の認定を受けた計画。所有者等が作成する。
相続税の納税猶予制度	個人が、法に基づく保存活用計画を作成し、国による認定を受け、美術館等に寄託し、公開された美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例。(税制優遇は税法で措置)

4 活用の推進

適切に保存されている文化財は、地域の活性化やコミュニティの再生など、まちづくりにとっての重要な地域全体の魅力の一つとなり得る。

<活用の方法>

主な活用の方法として、文化財の一般公開がある。可能なものについては、常時公開されることが望ましいが、文化財の状態や所有者又は管理者の負担等により、常時公開が困難な場合は、特定日に限定した公開を行うことも考えられる。ガイドによる解説の実施や、多言語を含む解説看板の設置は、公開に当たって理解の助けとなる。また、歴史を体感できるプログラム又はイベントの実施や、条件が整えば、指定や登録の有形文化財建造物でも商店や宿泊施設などにも利用できる場合もある。

<他の地域資源との連携及び収益の確保>

一般公開を行う際、入場料・拝観料や体感プログラムに対する特別料金の徴収等を行うことも可能であるが、より多くの方々を外部から呼び込むには、当該文化財に限らず、他の観光資源やイベントなど、他の地域資源と連携し、人々の回遊を生み出すことも有効である。

このようにして得られた収益を文化財に再投資できれば、さらなる文化財の付加価値の向上を図ることが期待できる。また、資金調達の方法として、プロジェクトに共感した人々から、広く資金を募るクラウドファンディングを含め、寄付を得ることも想定される。

<活用に当たっての留意事項>

文化財の活用に当たっては、文化財の本質的な価値を生かすとともに、オーバーユース等の弊害によりその価値を損なうことのないよう、歴史的特性に沿った活用とすることが必要である。また、宗教活動の場である社寺や個人が所有する住宅などについては、宗教的な空間、環境への配慮や、居住する個人の生活の平穏、所有者の個人情報保護などに十分配慮する必要があることから、活用を図ることが困難な場合もあり、文化財の公開に当たっては、こうした事情も考慮する必要がある。

また、活用を図る場合でも、文化財の保存・活用の目的は収益の確保が主眼ではない。自ら収益を確保することのできない文化財に配慮するとともに、料金の徴収により、多くの方々が、文化財に触れる機会の制限に繋がることのないように配慮する必要もある。

<取組の事例>

これまでに行われている文化財活用の取組の例として、考古学関係の講座や体験型ワークショップ、県内の遺跡に係る巡回型展覧会、社寺や石造物等の文化財を巡るウォーキングツアーやバスツアー、文化財建造物や史跡を会場とした薪能や演劇の上演などがある。

■取組

- ・ 文化財を活用した観光やまちづくり等について、所有者や地域の方々、関係部局等とも連携し、周辺環境の保全も含めて、適切な活用に取り組む。
- ・ 関係団体や事業内容など、関連する情報を収集してマッチングを行うとともに、活動する方々を支援するなど、地域と協力して取り組んでいく。
- ・ 「活用→収益→保存→活用」の好循環を作り出せるよう関係部局とも連携しながら公開の機会を拡大し、所有者や地域の活動を支援していく。
- ・ その特性等により、自ら収益を確保することのできない文化財についてもしっかりと保存できるよう、県が必要な支援を行っていく。
- ・ 各地で展開される新たな活用の取組について、所有者や行政、関係団体等が連携・協力していく。

5 情報発信等

文化財の価値を広く共有していくためには、保存・活用を行うだけではなく、情報発信も積極的に行っていくことが必要である。

本県では、県ホームページにて県内の文化財の一覧、史跡名勝マップ、文化財防災マップ等の情報を発信しているほか、文化財保護ポスター事業（6参照）の最優秀作品をポスターにして公共施設や社寺等に掲出し、広く文化財保護の普及啓発を図っている。

文化財に関する情報発信については、一般的な県及び市町村による情報提供のほか、多くの人々が訪問する博物館等における独自のテーマに沿った展示やイベントなどにより行われている。

また、市町村においても、ガイドマップを作成する、文化財の調査成果を資料館の広報誌で解説するなどの情報発信を行っている。

■取組

- ・ より有効な情報発信の手法について情報収集を行う。
- ・ 多言語による情報発信や様々な情報媒体の手法の活用など、県、市町村、博物館、学校等をはじめ、関係機関等が連携・協力し、多くの方々に文化財を理解していただけるよう取り組んでいく。

6 次世代の育成

本県に残されている有形・無形の様々な貴重な文化財を将来にわたって継承していくには、次世代の人材を育成する取組が欠かせない。

例えば、民俗芸能については、一部の高等学校で、部活動や授業において保存会の指導を受けながら、「相模人形芝居」などの民俗芸能の継承に取り組んでいるほか、県内の一部の小学校でも、授業において保存会の指導を受けながら、「ささら踊」を継承する取組や、市教育委員会及びPTAと連携し、地元の小学校の子供たちが「鹿島踊り」に参加する取組が行われている。

また、県が各学校等に出向く考古学ワークショップでは、発掘調査で出土した本物の資料を用いた発掘調査や考古学研究の成果に係る講義・授業等を行うなど、学校教育と連携している。

さらに、次代を担う子どもたちに文化財への関心を高めてもらい、文化財を守る心や豊かな感性を育んでもらうことを目的に、「文化財保護ポスター事業」として、県内の中学生から文化財保護をテーマにしたポスターを募集するなどの取組を行っている。

これらの取組を通じて、児童・生徒が、次世代の文化財保存・活用の担い手となっていくことが期待される。

その他、文化財の保存・活用に当たっては、専門的な知識を有する学芸員やボランティアの育成も課題となる。大学における学芸員課程を修了した者は、学芸員の資格を得ることができるため、育成に当たっては大学との連携も必要となる。

■取組

- ・ 学校教育と連携することで、次世代の文化財保存・活用の担い手を育成していく。
- ・ 学芸員やボランティアの育成を積極的に支援していく。

7 保存・活用のためのその他の取組

(1) 他法令の所管課との連携

文化財保護法又は文化財保護条例などによる指定を受けた文化財については、それらに基づく規制を受ける（1参照）。また、制度趣旨は、それぞれの法令の目的とするところにより様々であるが、文化財の保存・活用には、文化財関係の法令以外の法令も重要な役割を果たしている。

■取組

- ・ 文化財を確実に守り、有効に活用するため、他法令を所管する関係課等とも連携を図り、また、関係する市町村や所有者への助言を行うなど、違反行為や新たな活用への対応等に当たるよう努める。

文化財の保存・活用に関係する主な法令として、次のものがある。

関係する他の法令	概要
古都保存法 ⁱ (昭和 41 年法律第 1 号)	歴史的風土特別保存地区等における工作物の新築等の制限など
首都圏近郊緑地保全法 (昭和 41 年法律第 101 号)	近郊緑地特別保全地区等における工作物の新築等の制限など
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	特別緑地保全地区における工作物の新築等の制限など
自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	国立公園等、自然公園の区域における工作物の新築等の制限など
神奈川県立自然公園条例 (昭和 34 年条例第 6 号)	
鳥獣保護管理法 ⁱⁱ (平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣の捕獲等の原則禁止など
森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)	保安林や地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の制限など
神奈川県自然環境保全条例 (昭和 47 年条例第 52 号)	自然環境保全地域内における工作物の新築や野生動物の捕獲等の制限など
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	都市計画区域における開発行為等の制限や、都市計画に歴史的風土特別保存地区や歴史的風致維持向上地区計画等を定めることなど
景観法 (平成 16 年法律第 110 号)	景観計画区域内における建築物の新築等の制限や、景観重要建造物の指定など
歴史まちづくり法 ⁱⁱⁱ (平成 20 年法律第 40 号)	歴史的建造物の保全及び建築物等の整備・市街地の保全を図るための行為規制など
建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準

i 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

ii 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

iii 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(2) その他の保存

文化財の保存に当たっては、文化財的価値を将来にわたって維持していくことが求められる。一方で、特に近代の建造物の場合など、安全性又は公益性を確保するため、現状の大きな改変が避けられない場合等においては、部分的な保存や、記録による保存など、状況に応じた保存方法について検討する必要もある。また、遺跡について、開発行為等に伴い現状での保存が難しい場合や、後継者不在で民俗芸能が廃絶する場合など、やむを得ず記録保存とせざるを得ない場合もある。

さらに、県自然環境保全センターでは、天然記念物に指定されている樹木の保存に関する助言や樹叢の森林整備のほかに、遺伝子保全を行っている。具体的には、天然記念物に指定された樹木のうち、枯死の危険性のあるものや倒木したもののクローンを作り、地域に戻す取組を行っており、これにより保全された天然記念物として、湯河原町の「山神の樹叢」(国指定)や海老名市の「海老名の大櫨」(県指定)などがある。

■取組

- ・ 文化財をそのままの形で継承できない場合にも、所有者の意向等を踏まえ、状況に応じた対応を行う。

8 県としての取組事項

(1) 県が所有又は管理する文化財の計画的な修理・整備

県が自ら所有する指定又は登録文化財は、令和元年11月現在で53件である。県はこれらの文化財について、修理・整備を行っており、公開に耐えるものは、可能な限り公開・活用している。最近では、神奈川県庁本庁舎の庁舎公開を特に積極的に行い、来庁者も増えている。

■取組

- ・ 県所有の文化財について、可能な限り、積極的に公開・活用を実施していく。

県が自ら所有する、指定又は登録文化財の代表例を次に掲げる。

ア 旧横浜正金銀行本店本館 (昭和44年国重要文化財指定)

明治37年竣工で、近代のネオバロック風の本格的な洋式建築の傑作である。昭和42年より県立博物館として使用、平成7年に人文部門専門の県立歴史博物館に改組され、現在に至る。

イ 神奈川県庁本庁舎 (平成8年国登録有形文化財登録)

四代目の神奈川県庁舎として、昭和3年に竣工した。タイルと独自の幾何学模様の装飾からなる外観は、当時流行していたアール・デコ様式の影響を感じさせるとともに、五重塔をモチーフにしたとされる塔は、和風意匠を用いた「日本趣味の建築」の先駆的事例とも言われている。「キングの塔」の愛称で親しまれている。

ウ 国道一号箱根湯本道路施設 函嶺洞門、千歳橋、旭橋

(平成27年国重要文化財指定)

昭和6年(函嶺洞門)、昭和5年(千歳橋)、昭和8年(旭橋)に竣工した。自動車交通に対応した我が国初期の幹線道路施設で、国道一号の險路であった箱根路の近代化を象徴する施設として、近代道路史上、価値が高い。また、高度な鉄筋コンクリート技術を駆使して建設され、昭和初期における道路構造物の技術的達成度を示す遺構として重要である。

エ 旧吉田茂邸 サンプルーム、七賢堂、兜門 (平成31年国登録有形文化財登録)

大磯海岸沿いにある政治家・吉田茂の旧邸である。昭和38年竣工のサンプルームは、

建築家の吉田^{いそや}五十八の設計で、現代的な材料を繊細な意匠でまとめる。明治 36 年頃竣工の七賢堂は、昭和 35 年に伊藤博文旧邸から移築し、当時は近代の元勳を祀っていた祠堂である。昭和 29 年竣工の兜門は、裏千家^{こんにちあん}今日庵の兜門に倣った上質な意匠をもつ^{すきやけんちく}数寄屋建築である。

オ 旧横浜居留地 48 番館（平成 13 年県指定重要文化財指定）

明治 16 年創建の横浜居留地建築唯一の遺構で、石灰目地のフランス積み煉瓦造りとなっている。モリソン商会の建物として大正 15 年まで使用され、昭和 53 年から県が保有している。

このほかに、現時点で文化財への指定又は登録はなされていないが、将来その可能性がある県有の物件として、次のようなものがある。

- 神奈川県立体育センターグリーンハウス（旧藤澤カントリー倶楽部 クラブハウス）（昭和 7 年竣工、藤沢市善行）
- 神奈川県立図書館・音楽堂（昭和 29 年竣工、横浜市西区紅葉ヶ丘）

県立歴史博物館や県立金沢文庫等で保管する仏像や古文書、考古資料などの美術工芸品について、将来的に文化財指定の可能性を検討するほか、県内に所在する県所有の土木構造物等についても、調査研究によって文化財としての価値が明らかになれば、国や市町村と連携しながら、指定に向けて取り組んでいく。

（２） 重点的推進テーマ

本県における文化財の保存・活用として、これまでに述べてきた取組も含め、今後本県では特に次の 3 つのテーマに重点的に取り組んでいく。3 つのテーマは、失われる懸念があり、県内の複数市町村に分布して広域的な取組が必要なことから「民俗芸能の保存・活用」、横浜開港以来の近代の文化財が多く残されていることが本県の特色・強味であることから「近代の文化財の保存・活用」、これまでの発掘調査により膨大な資料が蓄積されていることを踏まえて「埋蔵文化財の保存・活用」を選択したものである。

これらは、県の取組を示すものであり、市町村の地域計画に影響を与えるものではない。市町村にあっては、それぞれの地域の事情に応じて適切と考えるテーマを選択しながら、取組を推進していくことが求められる。

ア 民俗芸能の保存・活用

地域に引き継がれてきた民俗芸能は、その時代の人々の風俗・習慣などが反映された、貴重な記録でもある。しかし、人から人へ引き継がれているため、一度途切れると復元できないことから、そうしたことのないよう「記録」することが必要となる。そこで、貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録する「記録保存」について、広域自治体として、複数市町村や複数県にまたがるものを対象に計画的に実施し、調査の経験と知識を蓄積していく。その上で、各地域にしか存在しないものについては、市町村の行う調査に県として助言し、積極的に協力していく。

また、保存会同士が交流を行うことで、民俗芸能の継承・活性化にもつながることも考えられることから、これらの調査を通じ、各保存会の意向も踏まえつつネットワークの構築を図る。

なお、祭囃子のような類似の芸能が極めて多いものについては、まず悉皆調査を実施するなど、状況に応じた対応を図る。そうした調査の結果、確実な保存のために指定が必要となった場合は、指定を見据えた取組を進める。

さらに、保存会等と連携し、学校教育の場で民俗芸能の活動に参加する取組を支援することで、将来的な担い手となることにつなげていく。

イ 近代の文化財の保存・活用

本県には、関東大震災や第二次世界大戦時の被災にも関わらず、横浜開港以来の日本の近代化を支えた文化財が多く残されており、こうした幕末から明治にかけて、開港地として刻まれてきた神奈川の歴史は、他の地域と比較して独特の特徴を有する。

一方、我が国で近代の文化財の認識が高まったのが、近年のことであるため、指定事例は少ないが、近代の建造物や土木遺構等も、近代以前の文化財と同様に神奈川の歩んできた道を後世に伝える重要な財産の一つである。価値のある近代の文化財を将来にわたって継承していくため、今後はその状況に応じ、調査及び記録を進めるとともに、指定など必要な対策を講じていく。

代表的なものは、明治から大正期に三浦半島の東京湾沿岸部に築かれた「東京湾要塞」を代表とする軍事に関する遺跡であるが、明治初期に横浜港周辺における外国人の行動範囲を規定した測量の標石なども本県独自の近代文化財として近年になって注目されている。

ウ 埋蔵文化財の保存・活用

埋蔵文化財は、現状保存が原則であるが、開発対応等によりやむを得ず保存することが困難な場合の代替措置として記録保存調査を行っている。これまでに行われた発掘調査により、膨大な資料が蓄積されており、増加し続ける出土品（文化財）を適切に保存管理していくための場所の確保及び環境の整備は、喫緊の課題として引き続き検討していく。

また、これらの出土品と発掘調査による成果を生かした、埋蔵文化財に対する理解を深めるための普及活動及び公開・活用を通じて、県民の郷土の歴史や文化への探求心、学習意欲に応えることで、生涯学習や学校教育の推進に努めていく。

第3章 県内の市町村への支援の方針

市町村は、民間団体とも連携しつつ、域内の文化財を把握し、保存・活用していくことが期待される。各市町村がそれぞれの地域の歴史的文化的特徴を十分に生かし、保存・活用を図ることができるよう、県は制度補助のほか、広域自治体として次の支援を行う。

1 相談・調整等

市町村の文化財所管課の中には、限られた人員で多岐にわたる文化財に対応しているところも多い。

■支援の方針

- ・ より広域の情報や専門的な見解など、国や専門家などとも調整しながら、県は市町村に対して必要な相談、助言及び情報共有等を行う。
- ・ 市町村が文化財の活用に係る事業を実施する場合、県は事業の共催、資料の貸出、広報等の協力を行う。
- ・ 国指定文化財の保存・活用に当たっては、市町村が国と協議する必要があるため、協議を行うに当たって、県は国及び市町村の間の調整を行う役割を担う。
- ・ 特に、小規模市町村に対しては、これらの支援を積極的に行う。

2 人材の育成等

市町村は、文化財の保存・活用に当たって所有者や地域住民と直接関わる立場にある。平成30年に改正法が成立した際の衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議でも、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」とされた。市町村にあっても、文化財の保存・活用に必要な専門性を持った人材が適切に配置されることが期待される。

しかし、市町村では、しばしば財政的、人的に厳しい状況にあることから、限られた人員に大きな負担がかかりがちであり、また、必ずしも文化財保護に必要な専門性を持つ職員を十分に配置できていない場合も多い。

こうした課題に対応するため、人材育成に係る研修の実施も求められる。なお、文化庁では「地域の文化財全般を周辺環境とともに総合的に『把握』する上で必要となる専門的な資質・能力等の向上」及び「地域の文化財を適切に保存・活用する上で必要な知識と、行政及び民間が連携した総合的『活用』を企画しコーディネートする資質・能力の向上」をテーマとして、文化財マネジメント職員養成研修を実施している。

■支援の方針

- ・ 様々な分野の専門的な知見を有する県立の博物館や公益法人（社団・財団法人）等とも連携を進め、市町村職員等を対象に文化財等に関する研修を実施するなど、県は専門性を持つ人材の育成等の支援を行う。
- ・ 人材育成に当たっては、文化庁の実施する研修も活用する。

3 市町村による文化財保存活用地域計画の作成の支援

平成 31 年 4 月施行の改正法により、市町村は、文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（地域計画）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることとされた。

地域計画が導入された背景として、国や都道府県単位での取組の重要性はもとより、これらに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の保全や掘り起こしをすることが重要であることが挙げられる。さらに、域内に所在する文化財を総合的に把握するなど、各市町村の独自性を生かしつつ、様々な英知を結集しながら、地域一体で、計画的に保存・活用に取り組んでいくことが重要である。各市町村の独自性を生かしつつ、それぞれの事情に即した地域計画が作成されることが期待される。

なお、平成 31 年度から、地域計画作成事業を補助対象事業とする国の補助制度が導入されている。

■支援の方針

- ・ 県は、地域計画の作成を検討している市町村に対しては、これまでの県の調査によって得られた、未指定のものを含む文化財のリストなど、要請に応じて作成の参考となる情報を提供する。
- ・ 地域計画の作成に取り組む市町村が国の補助制度を活用できるよう、国の動向や各市町村の意向を踏まえつつ、制度についての情報提供や申請に当たっての助言等を行う。
- ・ 地域計画作成のための協議会にオブザーバー等として出席して助言を行うなど、その作成に向けて、積極的に支援する。

4 市町村における文化財保護条例の改正等に対する助言

文化財保護法第 182 条第 2 項に基づき、地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができることとされている。この規定に基づき、県内のすべての市町村で文化財保護条例（相模原市は「文化財の保存及び活用に関する条例」）を制定している。

制定後の条例については、関係法令が改正された場合や、新たな取組が必要となった場合などに、その時々々の社会の状況にふさわしいものとするため、見直しや改正を行う必要が生じる。

■支援の方針

- ・ 市町村が条例の改正等を行う場合には、県は、市町村の意向を踏まえて、関係法令に係る国の解釈の確認等を行うとともに、より広域の情報や専門的な見解など、助言を行う。

5 建築基準法の適用除外を検討する市町村に対する助言

歴史的建築物の活用にあたって増改築や用途変更などを行おうとする場合、原則として建築基準法の規定が適用されるが、国指定の重要文化財については、同法が適用除外される。

しかし、県や市町村が指定する文化財や、国や市町村登録の建築物については、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき、地方公共団体が定める条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられ、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建築物でなければ、建築基準法を適用除外することができない。なお、建築審査会が置かれていない市町村にあつては、県の建築審査会の同意を得る必要がある。

■支援の方針

- ・ 歴史的建築物を活用する上で、建築基準法を適用除外することを検討する市町村に対しては、現状変更の規制及び保存のための措置として必要な事項について、また歴史的・文化的価値を維持しつつ建築基準法や消防法等の関係法令に照らして、防火上・耐震上等の観点から建築物の安全性をいかに確保していくか等について、県及び市町村の関係部局と連携を図り、情報共有しつつ必要な助言を行う。

6 県から市町村への権限移譲

県文化財保護条例第36条の8では、市町村が処理する事務を定めている。

このほかの法又は県文化財保護条例に基づく事務についても、住民の利便性向上や事務の効率化に資する場合は、希望する市町村に対して、市町村の状況に応じ、県に属する権限の移譲を検討する。

■支援の方針

- ・ 権限移譲に係る検討を行い、将来にわたる市町村の体制の確保を含め、適切と判断される場合は、当該権限を市町村に移譲することとし、円滑な移譲が行われるよう支援を行う。

第4章 防災及び災害発生時の対応

近年、東日本大震災をはじめとする地震災害のほか、豪雨や台風による土砂災害や、洪水、高潮などの風水害といった大規模自然災害による甚大な被害が全国各地で発生している。また、人為的なものも含め火災により文化財が失われる懸念もある。本県では、切迫性が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震などの地震や津波、さらに富士山や箱根山*など火山噴火への対策も必要である。

*成層火山と単成火山からなる複成火山

本県内の過去の災害における主な歴史的文物への被害の記録については、中世における「鎌倉大仏殿」等の被災が伝えられるほか、江戸時代中期 1703（元禄 16）年の「元禄地震」では鎌倉周辺の社寺や切通などが大きな被害を受け、幕末嘉永期の地震では小田原城天守閣が被災したという。なお、元禄地震の4年後に起こった富士山の大噴火（宝永富士山噴火）による大量の降灰は、特に農業への深刻な被害をもたらしただけでなく、川底の上昇による氾濫も引き起こした。そして、1923（大正 12）年の関東大震災では、鎌倉の社寺をはじめ、県内の歴史的建造物等も多大な被害を受けた。

このように大規模災害時には、文化財も危険にさらされることから、防災及び災害発生時の対応が必要である。

1 現在の取組状況

本県は、南海トラフ地震発生時の被害が想定されるなどの状況にあるため、上記のような災害リスクを踏まえ、文化財所有者等に対し必要な情報提供を行い、注意喚起を行うとともに、災害時の連絡体制を整えるなど、広域自治体としての役割を果たしている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において数多くの文化財が被災したことを受けて、県と県内市町村で組織する文化財担当者会議の分科会として「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」が設置された。この分科会は、大規模災害（地震、津波、豪雨、暴風、火山噴火等異常な自然現象による大規模な災害）への事前の備えや、被災後の復旧について検討している。

本県で現在取り組んでいる主な対策として、次のものがある。

ア 文化財防災マップの作成

分科会での検討を経て、県のホームページ上で、県内の地図情報を発信している「e-かなマップ」を活用した「文化財防災マップ」を作成し、平成 24 年 8 月に公表した。これは、震度や津波等の災害時の被害状況の分布を示した地図に、国及び県指定文化財の位置や内容等を重ねることで、個々の文化財が所在する場所の災害リスク情報を提供している。

イ 文化財防災マニュアルの整備

分科会での検討を経て、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を、平成 30 年 4 月に作成し、国又は県指定文化財の所有者等に配布した。このマニュアルには、大規模災害に対する備えや対応について、主に有形文化財の所有者等及び無形民俗文化財の関係者の方々に、最低限知っておいていただきたいことを記載している。日頃の取組、災害時の対応、復旧に向けて、防火対策、耐震対策及び風水害対策等を説明している。

ウ 文化庁及び文化財防災ネットワーク推進事業との連携

防災及び災害発生時の対応に当たっては、文化庁とも情報共有等の連携を図ることが重要となる。さらに、本県は、国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」との連携を図っている。ここでは、各都道府県の文化財担当者や博物館関係者、民間の研究団体などが参加して、未指定物件も含む文化財防災に係る各種の情報交換や都道府県間の連携について協議を行っている。今後も引き続き、文化庁及び文化財防災ネットワーク推進事業との連携を図っていく。

所有者等に対しては、上記の「文化財防災マップ」や「神奈川県文化財防災対策マニュアル」等を活用しつつ、文化財防災対策に取り組む必要性について、引き続き周知を図っていく。市町村でも、それぞれ防災に取り組んでいる。例として、防災訓練や防火設備点検の実施、防災に係る周知や普及活動などがある。これらの取組は、特に「文化財防火デー」（毎年1月26日）に合わせて実施している市町村が多い。このほか、市町村指定文化財への消火器の設置や文化財建造物の耐震対策等を行っている例もある。

2 今後の取組

引き続き、県は文化財防災に係る共通的・広域的課題について取組を行っていく。今後も防災及び災害発生時の対応を一層強化するため、次の取組を行う。

ア 天然記念物管理マニュアル（樹木・樹叢）の整備

現在の「神奈川県文化財防災対策マニュアル」は有形文化財及び無形文化財を主な対象としているが、現在のマニュアルに記載されていない天然記念物についても、特に大規模災害で被害を受けることの多い、樹木・樹叢の管理を中心としてマニュアルを整備する。

イ 市町村等と連携した文化財の防災及び被害情報の収集

市町村は災害発生後、管内の文化財の被災状況を収集すべき立場にあるが、大規模災害の場合、避難対応等により必ずしも文化財関連の業務を十分に行えないことが想定される。そのため、所有者、県博物館協会等の民間団体及び県で情報共有などの連携体制を構築し、文化財の防災に必要な情報を把握する。

ウ 文化財レスキュー活動の実施

災害発生時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行えるよう、平素から体制を整備することが必要である。そのために、文化財防災ネットワーク推進事業や県博物館協会等との連携、市町村との調整及び県外からの支援の受け入れ体制など、必要な体制等について整備する。また、被災後の現場やレスキュー後の保存措置についての研修の実施等を行う。

エ 大規模災害発生後の被災文化財の復旧・復興事業に係る調査研究

本県も将来的に大規模な災害が発生して、文化財が大きな被害を受けた場合、その復旧・復興には長い年月を要することも十分に予想される。このため、災害後の文化財の復旧・復興事業の調査研究を行う。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

本県における文化財の保存・活用は、次の体制により実施している。引き続き、関係機関との連携を含め、文化財の保存・活用を推進していく。

1 文化財保護主管課

(1) 職員配置状況

本県では、教育委員会が文化財の保護に関する事務を所管しており、その中で、教育局生涯学習部文化遺産課が文化財の保護を主管している。同課の体制は別添資料8のとおりであり、専門職員として埋蔵文化財職を配置している。

本県における文化財の保存・活用に関わる部局等 (別添資料8)

(2) 人材の育成・配置

文化財マネジメント職員養成研修をはじめ、文化庁等の実施する研修等に職員を参加させる、県が実施する研修を充実させるなど、専門人材の育成に取り組む。

また、県立の博物館等施設から専門分野について助言や情報提供を受けるなどの連携等を進める。将来的には、各分野における専門職員を文化財主管部局に適正に配置することが望ましい。当面は他部局の専門職員との連携協力を強化する。

2 関係部局

(1) 職員配置状況

文化財保護行政は、教育委員会教育局内の他の所属とも関係がある。また、本県では、博物館等として、県立金沢文庫、県立近代美術館、県立歴史博物館及び県立生命の星・地球博物館を設置しており、それぞれ専門の学芸員を配置している。

さらに、知事部局では、県の保有する文化財建造物の管理等について総務局、伝統芸能を含む文化芸術の振興や観光等について国際文化観光局、自然の保護等について環境農政局、まちづくり等について県土整備局の各部局と関係がある。これらの関係部局には、建築職、獣医、林業職等の各専門職員を配置している。

本県における文化財の保存・活用に関わる部局等 (別添資料8)

(2) 関係部局との連携

ア 保存

文化財の保存・活用に関係する、文化財関係の法令以外の法令(第2章7参照)の所管課とも連携を図りながら違反行為への対応等に当たることが必要である。

また、文化財の保存について、次のような取組が行われている。

- 天然記念物に指定されている樹木の保存に関する助言、遺伝子保全及び樹叢の森林整備(環境農政局)
- パトロールの実施(県警察)

イ 活用

文化財の活用に関する事業の場面では、文化、観光、まちづくり及び生涯学習等の分野との連携が必要であり、次のような取組が行われている。

- 公文書館における歴史的資料として重要な公文書、行政刊行物及び県内に伝存する古文書等の公開等（政策局）
- 神奈川県観光魅力創造協議会による文化財を活用した観光モデルルートของการ作成（国際文化観光局）
- マグカル事業における民俗芸能の発表の場の確保（国際文化観光局）
- 相模湾沿岸地域一帯に残る邸宅、庭園や歴史的建造物について、公民連携により保全・活用し、地域の活性化につなげる、^{ていえん}邸園文化圏再生構想の推進（県土整備局）
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき整備と活用する市町村の支援（県土整備局）
- 博物館等における文化財の活用（教育局）

3 文化財保護に係る審議会

神奈川県文化財保護審議会は、法第 190 条第 3 項の規定に基づき昭和 51 年に設置された県の附属機関である。設置目的は、文化財の保存及び活用に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を報告し、又は意見を建議することとしている。現在、別添資料 8 のとおり委員を委嘱している。

本県における文化財の保存・活用に関わる部局等

（別添資料 8）

4 日常的に連携協力関係にある民間団体

文化財によっては、行政よりも民間で専門的な知識の蓄積等が進んでいることから、文化財の保存・活用に当たり、これらの関係民間団体とも連携・協働を図っていく。

現在県が行っている民間団体との連携・協働の例として、次のようなものがある。

- 民俗文化財：神奈川県民俗芸能保存協会
民俗文化財記録保存調査を県と協働して実施しているほか、県や関係団体の運営する「かながわ伝統芸能祭」等に参加している。
- 天然記念物（樹木）：一般社団法人 日本樹木医会神奈川県支部（かながわ樹木医会）
国又は県指定天然記念物の樹木について、県事業として簡易樹木診断を実施しているほか、保存について県に技術的助言を行っている。

また、今後想定できる取組として、特に建造物や町並みについて、指定に当たっての調査や、災害時における被災状況の調査、応急措置及び復旧並びに保存・活用に向けた技術的支援に関し、かながわヘリテージマネージャー協会との連携・協働を検討していく。

さらに、文化財の保存・活用に関わる公益法人（社団・財団法人）やNPO等との新たな連携・協働の可能性についても検討する。

市町村では、個々の文化財（史跡、民俗文化財等）に係る保存会と連携協力を行っている例が多くある。また、ガイド協会や観光協会など、観光分野の民間団体と連携協力している例もある。

5 県と市町村との協議の場の設置

県及び市町村は、ともに地域の文化財の保存・活用を図っていく観点から、基本的理念を共有するものである。また、具体的な所有者支援の場面では、県と市町村が一連の手続きを行っており、文化財の保存・活用に当たって適切な連携・協力が欠かせない。

本県では、文化財保護行政の総合的推進のための協議を行う会議として「県・市町村文化財保護行政主管課長会議」、文化財保護行政に係る具体的な協議を行う会議として「県・市町村文化財担当者会議」を設置し、それぞれ年2回程度県及び市町村で文化財の保存・活用に係る各種の協議を行っている。

さらに、個別の分野について具体的な検討を進めるため、「民俗文化財検討分科会」、「埋蔵文化財検討分科会」及び「大規模災害対策検討分科会」の3つの分科会を設置し、随時県及び市町村で協議や意見交換を行っている。最近の分科会における取組として、「文化財防災マニュアル」の整備（第4章）などがある。今後、検討を必要とする新たなテーマが生じた場合には、他の分野の分科会を設置する。

6 国や他都道府県との連携

国とは補助金や許認可に関し、直接的な関わりがあるが、それ以外の場面でも、国には文化財に特化した高度な知見を有する職員がおり、文化財の指定や現状変更、職員の資質向上などに関し協力を依頼する。また、広域にわたる文化財については、所在する都道府県とも情報共有しながら保存・活用を進めるとともに、参考となる事例を共有するなど、相互に協力していく。

別添資料

- 1 大綱と関係するその他の計画
- 2 本県の地形・地質
- 3 文化財の指定等の状況
- 4 文化財所有者アンケート実施結果
- 5 本県における文化財保護行政の沿革
- 6 本県で日本遺産に認定されているストーリーの名称及び概要
- 7 これまでに県が実施した主な文化財調査等
- 8 本県における文化財の保存・活用に関わる部局等

別添資料 1 大綱と関係するその他の計画

ア 「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」

平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、「人間、地球及び繁栄のための行動計画」であり、「より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するもの」とされている。

<SDGs との関係>

本県が掲げる「いのち輝く神奈川」を実現するという基本理念は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、国連が示すSDGs の理念と軌を一にするものである。本県がこれまで実行してきた取組を更に推進し、神奈川の課題に対応していくことにより、世界が目指す持続可能な社会の実現にも貢献できるものとする。

本大綱では、「持続可能な文化財の保存・活用」のため、文化財を重要な地域資源の一つとして捉え、文化財の確実な保存を図り、他の地域資源とともに文化財を活用することで、更に保存に役立てるような好循環を生み出すことを目指している。

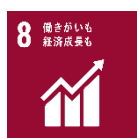
これはSDGs の理念と共通のものであり、文化財を守り、活用しながら人を引きつけるまちづくりを進めることで、「持続可能な神奈川」の実現を図っていく。

持続可能な開発目標 (SDGs)



目標 4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育



目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.9 地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業



目標 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する

イ 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」

本県では、平成 28 年 3 月に「神奈川県人口ビジョン」を策定し、本県が目指している「行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川」、「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現していくために、「人口問題」という観点から、克服すべき課題とその解決に向けたビジョンなどが将来展望として整理された。

そして、神奈川の総力を結集してビジョンの実現を戦略的に進めていくために、令和元年度までに取り組む施策をまとめ、同じく平成 28 年 3 月に「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。

基本目標 2 神奈川への新しいひとの流れをつくる

(4) 地域資源を活用した魅力づくり

県民の文化芸術活動の支援や人材の育成を図りながら、文化芸術の魅力で人を引きつけるマグカル（マグネット・カルチャー）の取組を全県で展開する。

ウ 神奈川県地域防災計画

「神奈川県地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき作成されたもので、本県の防災対策の根幹をなしているものである。この計画には、「地震災害対策計画」や「風水害等災害対策計画」などがある。

「地震災害対策計画」

第 3 章 災害時応急活動事前対策の充実

第 10 節 文教対策

4 文化財の保護

県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、県と市町村が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進める。

第 5 章 復旧・復興対策

第 2 節 復興対策の実施

6 生活再建支援

(9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

(10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行う。

また、「風水害等災害対策計画」の「第 2 編 風水害対策編」においても、同様の位置付けがなされている。

エ かながわ文化芸術振興計画

「かながわ文化芸術振興計画」は、神奈川県文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関して、総合的・長期的な目標や施策の方向性を示すことを目的として策定されたものである。なお、同条例では、文化芸術の振興について、「県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。

重点施策 1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用
文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信
重点施策 4 東京 2020 大会を契機とした施策
文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信（再掲）

施策体系 1 県民の文化芸術活動の充実

(1) 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

施策の方向性を「文化財の保護を図るため、未指定文化財を調査し、指定等の保護措置を講ずるほか、文化財の活用・保護の普及啓発のため、展覧会や講座などを開催」として、次の主な施策を掲げている。

【伝統的な芸能の普及啓発、鑑賞・発表機会の提供】

- 文化財や伝統的な芸能を活用した文化芸術の発信
- 伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援
- 県立文化施設での伝統的な芸能にかかわる公演の実施、発表機会の確保
- かながわ伝統芸能祭などの伝統芸能普及振興事業の実施
- 文化芸術団体への支援や連携による発表機会の確保
- 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

【文化財保護の充実等】

- 文化財の指定及び指定文化財に対する助成等の実施
- 県立の博物館での文化財、伝統芸能等に関する資料の収集、保管、展示
- 県ホームページ等による文化財に関する情報の提供

施策体系 2 文化資源を活用した地域づくりの推進

(4) 景観の形成

施策の方向性を「県内各地の自然景観、歴史的景観、都市景観などの良好な景観の形成に当たっては、文化的諸条件などに配慮し、魅力ある景観づくりに取り組む」として、主な施策を次のように掲げている。

【良好な景観の形成】

- 文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に係る検討

オ 神奈川県観光振興計画

「神奈川県観光振興計画」は、神奈川県観光振興条例に基づいて策定されたもので、東京 2020 大会等の開催を控え、観光をめぐる環境の変化に対して、総合的かつ計画的に観光施策を推進するとされている。

基本施策 1 観光資源の発掘・磨き上げ

(1) 魅力ある観光地の形成

⑦ 「鎌倉」世界遺産登録の推進と魅力発信

世界遺産登録を目指している、神奈川が誇る「鎌倉」の文化遺産を守り、後世に伝える取組を進め、その魅力を積極的に発信

⑭ 指定文化財等の保存活用等への支援

国・県指定文化財や登録有形文化財などの適切な保存及び活用を図るため、所有者等を支援

カ 地域未来投資促進法 神奈川県基本計画

「地域未来投資促進法 神奈川県基本計画」において、本県では、ものづくり産業の集積や大学・研究機関等が持つ高度な技術、多様な観光資源や特産物といった地域の特性を生かし、成長ものづくりから観光、6次産業まで幅広い産業分野において地域経済牽引事業を創出することによって、地域経済の活性化を図っていくとされている。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(2) 選定の理由

⑤ 古都鎌倉や東京 2020 オリンピック競技大会セーリング競技会場の江の島をはじめとした多様な歴史・文化・スポーツ・自然・景観などの観光資源を活用した観光分野

本県には、武家政権発祥の地・鎌倉、近代日本開国の地・横浜をはじめ、ユネスコ無形文化遺産のチャッキラコなど漁村文化を有する三浦・城ヶ島、江戸時代に「大山講」で賑わった大山街道、戦国から江戸時代に城下町・宿場町として栄えた小田原、平安時代に相模の国府が置かれた大磯など、歴史や文化に関する観光資源のほか、全国的に知名度の高い湘南の海や、富士山の眺望も楽しめる箱根の山など、豊かな自然や景観に関する観光資源が広く県域に存在する。(中略) さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

キ かながわ都市マスタープラン

「かながわ都市マスタープラン」は、2025 年を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進するとされている。

第1章 これからの都市づくりに向けて

2 これからの都市づくりの課題

(3) 地域の個性を生かした交流と連携による都市づくり

神奈川がもつ豊かな自然や歴史・文化、景観など様々な地域資源は、地域としての個性や魅力を再認識し、活用することが求められる。

第3章 都市圏域別都市づくりの基本方向

2 三浦半島都市圏域

【地域の魅力】

古都鎌倉をはじめとする歴史的遺産、温暖で風光明媚な葉山・逗子などを中心とする別荘文化

4 湘南都市圏域

【地域の魅力】

かつて多くの文化人などが生活や保養のために訪れた歴史が和洋の近代建造物とみどり豊かな庭園として残っている

ク 神奈川景観づくり基本方針

「神奈川景観づくり基本方針」は、神奈川県景観条例に基づき、本県の景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るために定められたものである。

第2 景観づくりに関する目標

2 目指すべき目標

(2) 神奈川の景観特性と共有する目標

ア 神奈川の景観特性

神奈川の良い景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されてきた。

(イ) 社会的特性

古都鎌倉、城下町小田原、開港の地横浜、別荘地・保養地として親しまれてきた相模湾沿岸など、地域の文化を伝える歴史景観

第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項

1 対象となる景観の特定及び保全・創造・修復の手法の適切な選択

(1) 良好な景観の保全

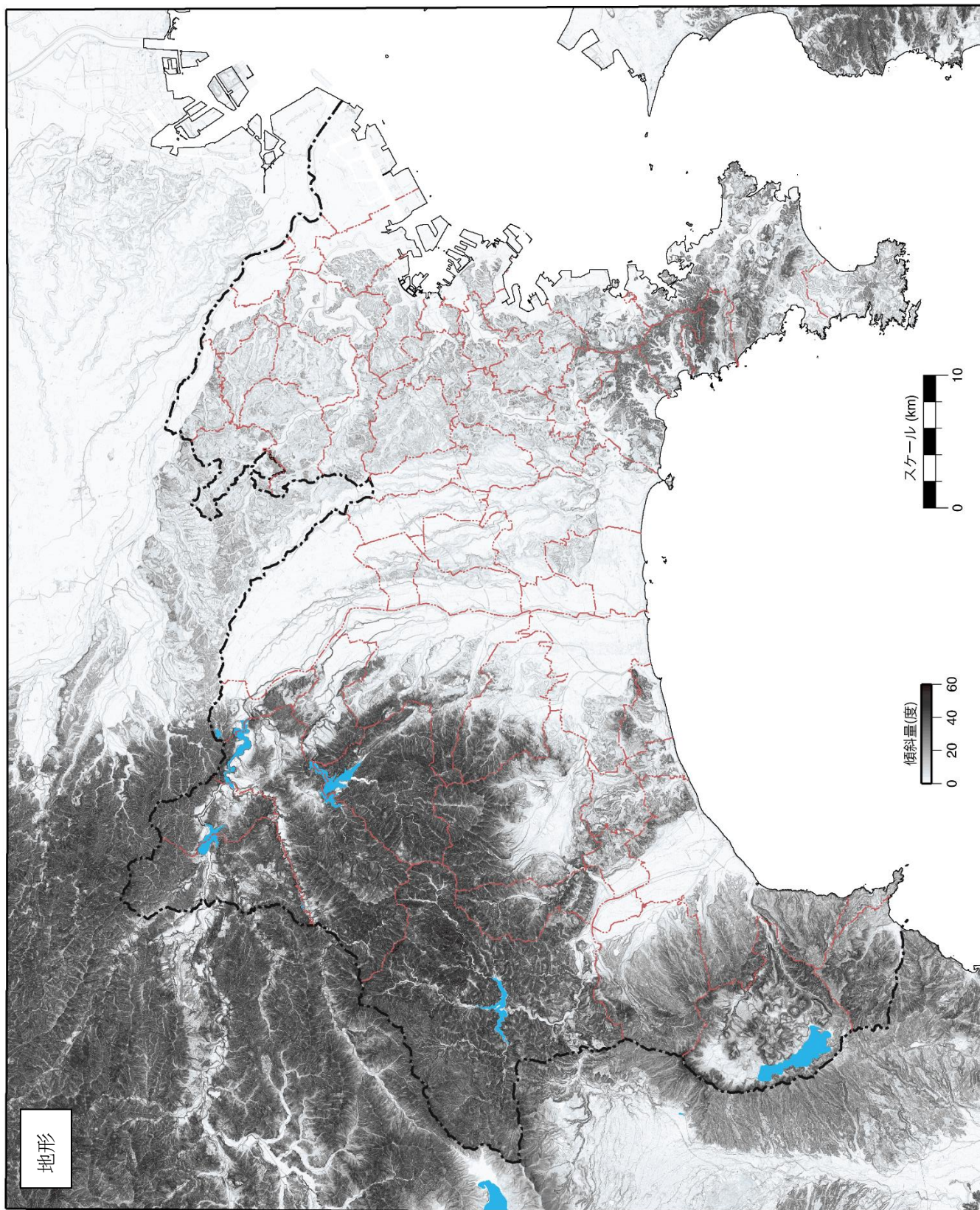
「現に良好な自然景観、歴史景観及び都市景観が形成され、地域の景観上も重要な区域は、景観計画などにより保全を図る。」とし、例として「歴史的建造物、文化財、遺跡など、歴史的街並みが保存され、良好な景観が形成されている区域」を挙げている。

(2) 良好な景観の創造

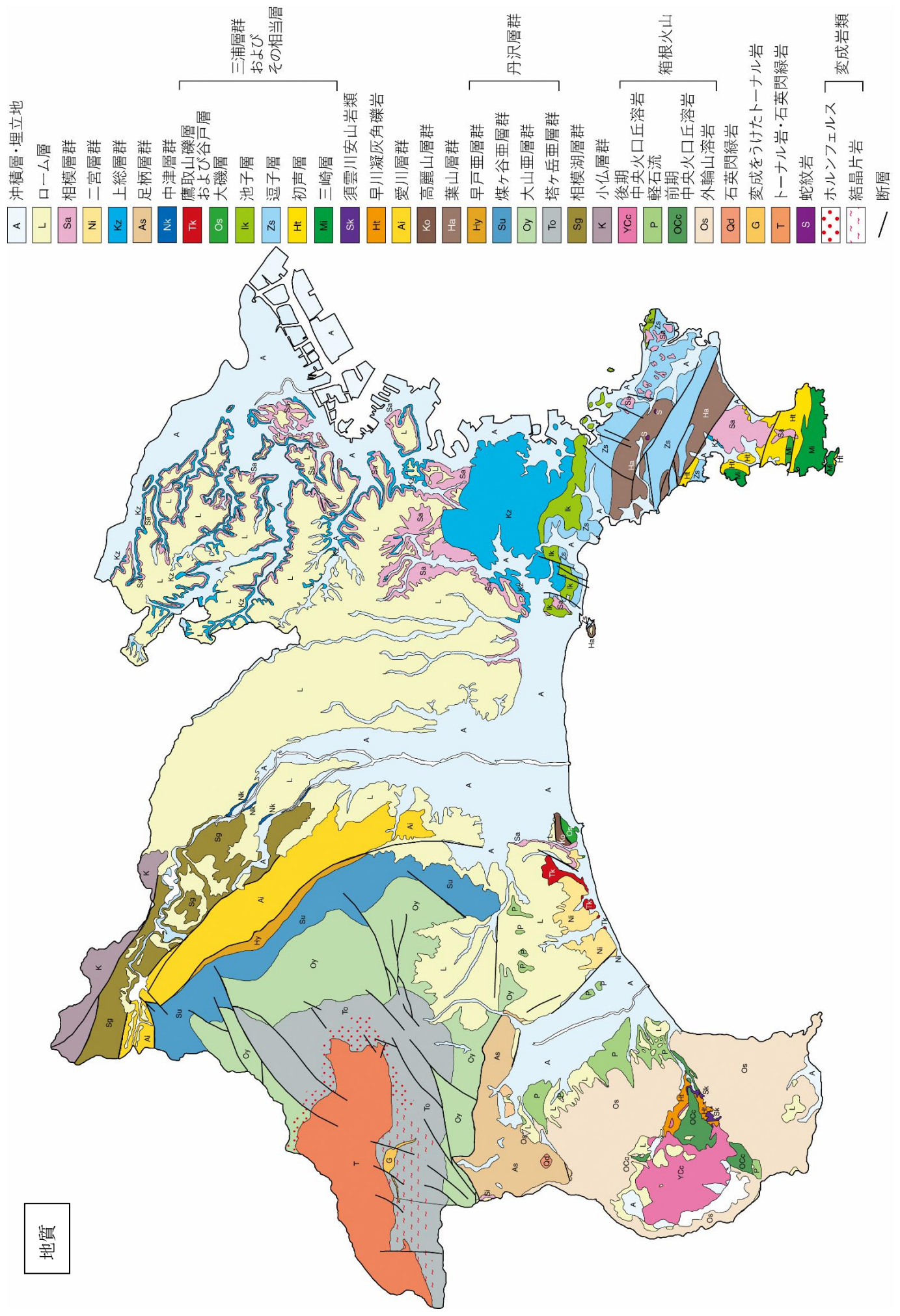
「景観計画、地区計画、景観地区や住民によるまちづくり協定など、地域のルールづくりにより、建築物などの規制・誘導を図る。」とし、例として「歴史的、文化的街並みや良好な住環境が残されている区域」を挙げている。

(3) 良好な景観に修復

「景観の悪化により、歴史的街並みを修復する必要がある地区について、地域住民などと連携して、その修復に向けた措置を講じる。」



地質



別添資料3 文化財の指定等の状況

1 指定の状況

令和元年11月1日現在(市町村指定は令和元年5月1日現在)

区分	国指定			県指定	国・県指定の計	市町村指定	合計	主な文化財				
	国宝等	重文等	計					国宝等	国指定重要文化財等	県指定重要文化財等		
有形文化財	建造物	1	53	54	43	97	235	332	円覚寺舍利殿	光明寺本堂 旧横浜正金銀行	旧神奈川県立近代美術館鎌倉館本館	
	美術	絵画	6	45	51	42	93	164	257	一遍上人絵伝	十王図 箱根権現縁起	高僧像 花鳥図
		彫刻	1	75	76	77	153	372	525	阿弥陀如来坐像(鎌倉の大仏)	大威徳明王像(運慶作) 元箱根磨崖仏	菩薩半跏像 金剛力士立像
	工芸品	工芸品	6	62	68	59	127	100	227	梵鐘(円覚寺)	多宝塔(三溪園) 色々威腹巻	獅子牡丹彫木彩漆硯台
		書跡・典籍・古文書	5	75	80	7	87	212	299	称名寺聖教 金沢文庫文書	宋版一切経	清拙正澄墨蹟 石室善玖墨蹟
		考古資料	0	9	9	22	31	121	152		土偶、壺形土器	小田原市中里遺跡の弥生時代中期出土品
	歴史資料	0	9	9	2	11	66	77		スチームハンマー 日本図(称名寺)	東京湾第三海堡構造物(兵舎・観測所・探照灯・砲測庫)	
小計	19	328	347	252	599	1,270	1,869					
無形文化財	芸能	—	1	1	0	1	7	8	—	義太夫節浄瑠璃(上田悦子)		
	工芸技術	—	0	0	0	0	0	0	—			
	小計	—	1	1	0	1	7	8				
民俗文化財	無形	—	6	6	30	36	76	112	—	大磯の左義長 チャッキラコ	相模人形芝居	
	有形	—	2	2	18	20	102	122	—	三浦半島の漁撈用具	翁面	
	小計	—	8	8	48	56	178	234				
記念物	史跡	0	60	60	24	84	131	215		東京湾要塞跡 小田原城跡	河村城跡	
	史跡名勝	0	2	2	1	3	0	3		建長寺庭園 円覚寺庭園	江ノ島	
	史跡天然記念物	0	1	1	0	1	0	1		旧相模川橋脚		
	名勝	0	3	3	1	4	5	9		山手公園 三溪園	洒水の滝	
	天然記念物	0	6	6	61	67	157	224		箱根仙石原湿原植物群落	大磯照ヶ崎のアオバト集団飛来地	
	名勝天然記念物	0	0	0	1	1	0	1			天神島、笠島及び周辺水域	
	小計	0	72	72	88	160	293	453				
合計	19	409	428	388	816	1,748	2,564					

※ 国指定の重要文化財等の件数は、文化庁が公表している件数を記載している。なお、史跡の「箱根旧街道」及び「江戸城石垣石丁場跡」は本県と静岡県に跨っている。

2 登録の状況

令和元年11月1日現在

国登録有形文化財	129箇所(255件)	(主なもの) 県庁本庁舎、富士屋ホテル、箱根登山鉄道早川橋梁、横浜市立港中学校門柱(旧花園橋親柱)、鎌倉国宝館本館、鎌倉文学館本館、小田原文学館本館、岩本楼ローマ風呂、箱根小涌園貴賓館、白雲洞茶苑白雲洞、戸川堰堤、旧横浜ゴム平塚製造所記念館、總持寺仏殿、旧華頂家住宅主屋、旧吉田茂邸サンルームほか
国登録有形民俗文化財	1件	箱根細工の製作用具及び製品
国登録記念物	8件	山下公園、日本大通り、横浜公園、禅寺丸柿、恩賜箱根公園、強羅公園、神仙郷、曾屋水道

3 埋蔵文化財包蔵地の状況

平成30年12月31日現在

埋蔵文化財包蔵地	8,008
----------	-------

別添資料4 文化財所有者アンケート実施結果

I 調査概要

1 目的

文化財所有者の方が文化財を保存・活用していく上での課題や行政に期待する支援などについての意見・要望を把握し、神奈川県文化財保存活用大綱の策定の参考とするため。

2 対象

県内の国指定文化財の所有者 71 者

県内の県指定文化財の所有者 212 者

県内の国登録文化財の所有者 90 者

計 373 者

※国・県・市町村所有の文化財は送付対象外。

3 方法

2の所有者に調査票を送付し、返信用封筒により回収した。

4 期間

平成31年3月28日（木）から4月26日（金）まで

5 回答状況

回答数 195 件

うち国指定文化財の所有者	44 件
県指定文化財の所有者	108 件
国登録文化財の所有者	43 件

回答率 52.3%

6 調査結果の概要

- 所有する文化財の保存・活用に当たっての課題は、回答の多い順に「保管や修理等に要する費用負担」「日常の維持管理」「防災・防犯対策」である。このほか、建造物（国登録）については「継承にかかる相続税の負担」が、無形民俗文化財については「将来的な担い手の不足」が主な課題である。
- 回答者のうち約8割の所有者が何らかの形で文化財を公開している。また、数は少ないものの、所有者によっては、今後、一般公開を検討する余地があるとしている。
- 約6割の所有者が、行政に期待する支援を「補助金の充実」としており、経済面が文化財の保存・活用に関して重要な要素と言える。一方で、2割前後の所有者が「各種支援制度についての情報提供」や「支援や協力の得られる団体等の紹介」など、情報による支援を期待している。
- 約2割の所有者が、地域の有形文化財や民俗文化財の保存会など、地域で文化財の保存・活用をする団体があるとしている。

II 調査結果

1 所有されている文化財の分類及び指定区分（国指定・県指定・国登録）をお選びください。（複数所有されている場合は、すべてお選びください。）

種別	国・県・国登録	回答数
ア 建造物	国	10
	県	15
	国登録	44
イ 美術工芸品	国	50
	県	60
ウ 無形文化財	国	1
エ 有形民俗文化財	国	2
	県	4
オ 無形民俗文化財	国	5
	県	22
カ 史跡	国	6
	県	2
キ 名勝	国	2
	県	1
	国登録	0
ク 天然記念物	国	1
	県	19
	国登録	4

※ 回答数は複数所有を含む延べ数であり、合計は回答者総数とは一致しない。

2 所有されている文化財の保存・活用にあって、お困りのことはありますか。(複数回答可、回答数順に並べ替え)

課題	回答数	構成比※
ウ 保管や修理等に要する費用負担	92	47.2%
ア 日常の維持管理	69	35.4%
キ 防災・防犯対策	49	25.1%
ス 特にない	41	21.0%
ク 将来的な担い手の不在	31	15.9%
エ 修理等を行うための施工者や資材等の確保	30	15.4%
カ 保存・活用に必要な知識の不足	22	11.3%
サ 行政等の支援情報の不足	20	10.3%
イ 保管する場所の確保	17	8.7%
ケ 継承に係る相続税の負担	17	8.7%
コ 見学や貸出等の希望への対応	11	5.6%
オ 現状変更等の法手続	9	4.6%
シ 文化財の所在不明	0	0.0%

※ 総回答数（195件）に対する割合

【その他の主な回答】

- ・ 補助金などの支援がない。
- ・ 台風や老化で折れた枝の処分。
- ・ 樹叢に住みついているアオサギのフン害。
- ・ 各種の手続が分からない。

【文化財種別ごとの主な回答】

種別	主な課題	回答数	構成比※
建造物（国・県） （25件）	①日常の維持管理	16	64.0%
	②防災・防犯対策	13	52.0%
	③保管や修理等に要する費用負担	11	44.0%
建造物（国登録） （44件）	①保管や修理等に要する費用負担	33	75.0%
	②日常の維持管理	22	50.0%
	③継承に係る相続税の負担	15	34.1%
美術工芸品 （96件）	①保管や修理等に要する費用負担	35	36.5%
	②防災・防犯対策	28	29.2%
	特にない	28	29.2%
無形民俗文化財 （27件）	①保管や修理等に要する費用負担	18	66.7%
	将来的な担い手の不在	18	66.7%
	②日常の維持管理	9	33.3%

史跡・名勝 (9件)	①日常の維持管理	7	77.8%
	②防災・防犯対策	6	66.7%
	③保管や修理等に要する費用負担	4	44.4%
天然記念物 (25件)	①日常の維持管理	10	40.0%
	②特にない	7	28.0%
	③保管や修理等に要する費用負担	5	20.0%
	防災・防犯対策	5	20.0%

※ 各種別の文化財を含め所有する所有者からの回答数（種別欄に付記）に対する割合。無形文化財及び有形民俗文化財は指定件数が少ないため、本表に示していない。

【考察】

- 全体では、「保管や修理等に要する費用負担」及び「日常の維持管理」が特に多く課題として認識されており、前者は全体の5割弱、後者は4割弱が課題として挙げている。
- 種別ごとに見た特徴として、建造物（国登録）では「継承に係る相続税の負担」が課題とする回答が多く、個人住宅や商店が多く含まれていることを反映していると考えられる。
- また、無形民俗文化財では「将来的な担い手の不在」が課題とする回答が多く、地域の住民のつながりの中で継承される文化財であることを反映していると考えられる。
- 約2割の所有者は課題が「特にない」としている。美術工芸品では比較的多いが、博物館等に寄託した場合は所有者個人の管理に係る負担が軽減されることも背景にあると考えられる。

3-1 所有されている文化財をどのように活用されていますか。

活用状況	回答数	構成比※
ア 一般に公開している	119	61.0%
イ 以前は一般公開していたが、今は公開していない	7	3.6%
ウ 自己使用のみ	19	9.7%
エ その他	51	26.2%

※ 総回答数（195件）に対する割合。択一としているが、ア～ウに加えてエを選択して補足した回答が複数あった。なお、無回答は14件。

【その他の主な回答】

- ・ 行事の際や特定期間に公開している。
- ・ 申し出や予約があった場合に公開している。
- ・ 博物館等に寄託して公開している。
- ・ 宿泊施設や飲食店等として経営しており、利用者のみ見学できる。

【考察】

- その他とした中にも実質的に公開していると思われる回答が含まれ、78%が所有する文化財を何らかの形で公開していると考えられる。
- ただし、本設問については約7%が無回答であり、さらに、本アンケート自体積極的な公開・活用をしている者の方が答えやすいことが考えられることから、実際に公開されている文化財の割合はより低い可能性がある。

3-2 (3-1で「イ 以前は一般公開していたが、今は公開していない」又は「ウ 自己使用のみ」と回答された方のみお答えください。
今後の活用についてどのようにお考えですか。

今後の活用意向	回答数	構成比※
ア 今後も一般公開等を行うつもりはない	11	42.3%
イ 可能であれば一般公開等を検討してみたい	6	23.1%
ウ その他	5	19.2%

※ 「今は公開していない」又は「自己使用のみ」と回答した26件に対する割合。なお、アとウを両方選択した回答1件、無回答5件。

【その他の主な回答】

- ・ 期間を決めての公開は検討してもよい。
- ・ 盗難予防のためなるべく公表しないようにしている。
- ・ 地域のために通行を許したいが、現状は防犯上立ち入り禁止としており、難しい。

【考察】

- 絶対数は少ないものの、現在所有する文化財を公開・活用していない者の中に、一般公開を検討する余地があるとする回答が一定数あり、これらの所有者に対する支援を行うことで公開・活用を図る余地があると考えられる。

4 所有されている文化財の保存や活用のため、今後行政に期待する支援はどのようなものですか。(複数回答可、回答数順に並べ替え)

期待する支援	回答数	構成比※
イ 補助金の充実	122	62.6%
エ 各種支援制度についての情報提供	49	25.1%
ア 支援や協力の得られる団体等の紹介	33	16.9%
ウ 技術的な助言	26	13.3%
カ 特にない	25	12.8%
オ 現状変更等に係る手続の簡素化	23	11.8%

※ 総回答数（195件）に対する割合

【その他の主な回答】

- ・ 後継者の確保。
- ・ 相続税や固定資産税の軽減。
- ・ 様々な場面で活用してほしい。
- ・ 長期的な広報。

【考察】

- 全体の約6割と、圧倒的に多くの所有者が期待する支援として「補助金の充実」を挙げた。課題として最も多く挙げられたのが「保管や修理等に要する費用負担」であることから、経済面が文化財の保存・活用に関して特に重要な要素であると言える。
- 一方で、「各種支援制度についての情報提供」や「支援や協力の得られる団体等の紹介」が続いて多く挙げられた。これらは、行政による取組によってある程度解決が可能な課題と考えられ、所有者の必要とする情報を適切に提供することが求められる。

5 保存会など、あなたの地域で文化財の保存や活用の活動をされている団体等がありますか。もしある場合、差し支えなければ団体名をお聞かせください。

回答	回答数	構成比※
ア ある	47	24.1%
イ わからない	86	44.1%

※ 総回答数（195件）に対する割合。なお、無回答は62件。

【考察】

- 全体の2割余りが地域で文化財の保存・活用をする団体を挙げたが、「わからない」（又は「ない」とした所有者の方が多い。
- 挙げられた団体では、地域の有形文化財や民俗文化財の保存会が多いが、広域的・総合的に活動する団体や、博物館等も挙げられた。

別添資料5 本県における文化財保護行政の沿革

年次	出来事
昭和 21 年	県教育部に社会教育課が発足
昭和 23 年	社会教育部に昇格、社会教育課及び文化課の 2 課体制となる 社会教育部が社会教育課となり文化課を吸収
昭和 26 年	神奈川県文化財保護審議会が発足
昭和 28 年	県が行う文化財の保存及び活用について定めた旧神奈川県文化財保護条例を制定 神奈川県文化財保護審議会を発展的に解消し、県文化財専門委員制として委員を委嘱
昭和 30 年	現在の神奈川県文化財保護条例を制定
昭和 42 年	社会教育課が分かれ、文化財保護課を設置
昭和 51 年	文化財保護法の一部改正に伴い、それまでの旧条例における文化財専門委員制を廃止し、神奈川県文化財保護審議会を設置
昭和 55 年	指定文化財保存修理等補助金交付要綱を制定
昭和 57 年	神奈川県立埋蔵文化財センターの開設
平成 3 年	生涯学習部文化財保護課となる
平成 5 年	財団法人かながわ考古学財団の設立（発掘調査を専門とする第 3 セクター）※平成 22 年度まで
平成 11 年	生涯学習課と文化財保護課の 2 課を統合し、教育部生涯学習文化財課を設置
平成 17 年	教育局生涯学習文化財課となる
平成 18 年	神奈川県立埋蔵文化財センターを廃止し、中村町駐在事務所（神奈川県埋蔵文化財センター）を設置
平成 22 年	生涯学習文化財課を分割し、教育局生涯学習部文化遺産課を設置
平成 31 年	改正文化財保護条例を施行し、県指定重要文化財の損壊等に対する罰則を強化

別添資料6 本県で日本遺産に認定されているストーリーの名称及び概要

1 江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～

大山詣りは、鳶などの職人たちが巨大な木太刀を江戸から担いで運び、滝で身を清めてから奉納と山頂を目指すといった、他に例をみない庶民参拝である。そうした姿は歌舞伎や浮世絵にとりあげられ、また手形が不要な小旅行であったことから人々の興味関心を引き起こし、江戸の人口が100万人の頃、年間20万人もの参拝者が訪れた。大山詣りは、今も先導師たちにより脈々と引き継がれている。首都近郊に残る豊かな自然とふれあいながら歴史を巡り、山頂から眼下に広がる景色を目にしたとき、大山にあこがれた先人の思いと満足を体感できる。

[主な構成文化財] 大山、霊山寺（現・宝城坊）、鉄造不動明王及び二童子像、阿夫利神社（現・大山阿夫利神社）、大山や大山詣りの様子が描かれた「浮世絵」など

2 「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～

鎌倉は、源頼朝によって幕府が開かれた後、急速に都市整備が進められ、まちの中心には鶴岡八幡宮、山には切通、山裾には禅宗寺院をはじめとする大寺院が造られた。この地に活きた武士たちの歴史と哀愁を感じられる古都鎌倉は、近世には信仰と遊山の対象として脚光を浴び、近代には多くの別荘が建てられたが、歴史的遺産と自然とが調和したまちの姿は守り伝えられてきた。このような歴史を持つ古都鎌倉は、自然と一体となった中世以来の社寺が醸し出す雰囲気の中に、各時代の建築や土木遺構、鎌倉文士らが残した芸術文化、生業（なりわい）や行事など様々な要素が、まるでモザイク画のように組み合わせられた特別なまちとなったのである。

[主な構成文化財] 鶴岡八幡宮、鎌倉大仏（銅造阿弥陀如来坐像）、建長寺、円覚寺、鎌倉文学館（旧前田家鎌倉別邸）、鎌倉彫など

3 鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～

明治期の日本は、近代国家として西欧列強に渡り合うための海防力を備えることが急務であった。このため、国家プロジェクトにより天然の良港を四つ選び軍港を築いた。静かな農漁村に人と先端技術を集積し、海軍諸機関と共に水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化を推し進めた四つの軍港都市が誕生した。百年を超えた今もなお現役で稼働する施設も多く、躍動した往時の姿を残す旧軍港四市は、どこか懐かしくも逞しく、今も訪れる人々を惹きつけてやまない。

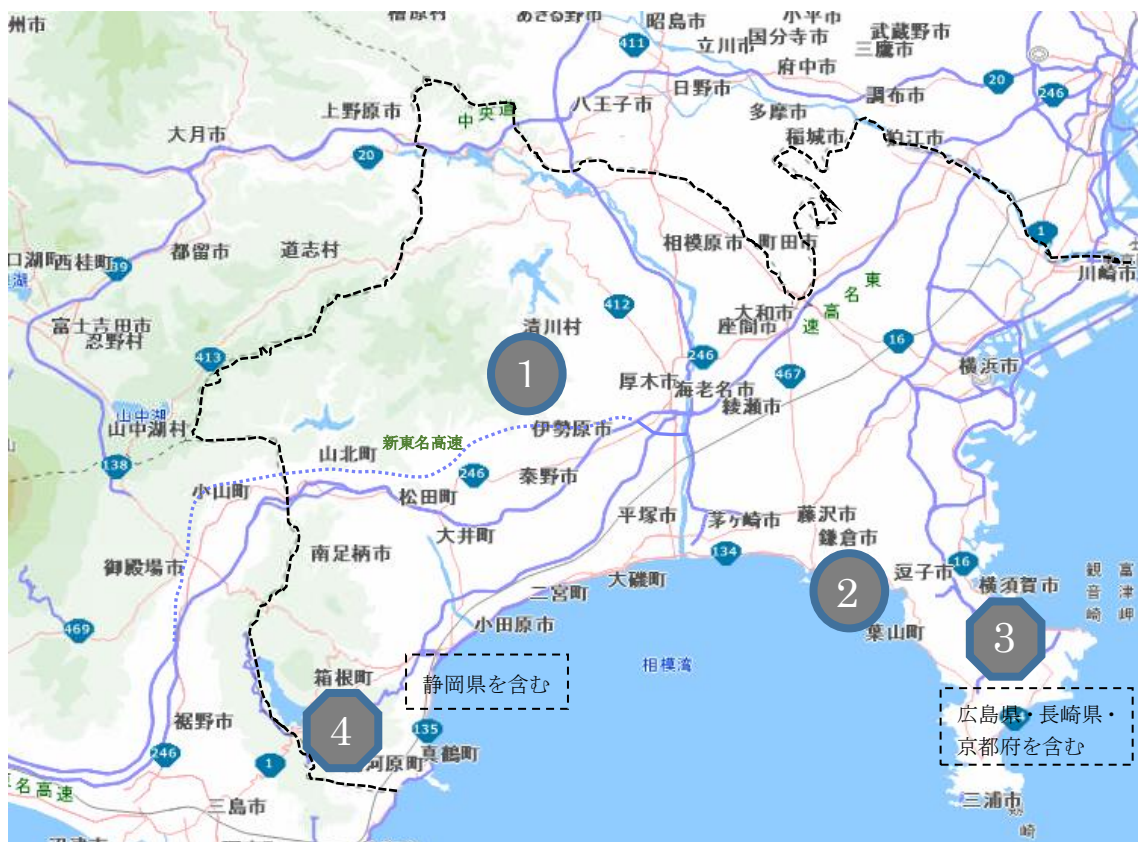
[主な構成文化財] 東京湾要塞跡 猿島砲台跡・千代ヶ崎砲台跡、東京湾第三海堡構造物 兵舎・観測所・探照灯・砲側庫、記念艦三笠（海上自衛隊横須賀地方総監部旧三笠艦保存所）など

4 旅人たちの足跡残る悠久の石畳道^{ゆうきゅう}-箱根八里^{はこねはちり}で辿^{たど}る遥かな江戸の旅路^{はる}

『天下の険』と歌に唄われた箱根山を東西に越える一筋の道、東海道箱根八里。江戸時代の大幹線であった箱根八里には、繁華な往来を支えるために当時の日本で随一の壮大な石畳が敷かれた。西国大名やオランダ商館長、朝鮮通信使や長崎奉行など、歴史に名を残す旅人たちの足跡残る街道をひととき辿れば、宿場町や茶屋、関所や並木、一里塚と、道沿いに次々と往時のままの情景が立ち現われてきて、遙か時代を超え、訪れる者を江戸の旅へと誘う。

[主な構成文化財]小田原城跡、箱根旧街道、箱根関所跡、芦ノ湖と箱根神社、寄木細工など

<本県の日本遺産>



- 凡例
- 1 江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～
 - 2 「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまち～
 - 3 鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～
 - 4 旅人たちの足跡残る悠久の石畳道-箱根八里で辿る遥かな江戸の旅路

※ 日本遺産のストーリーは、広域にまたがるものや無形のものを含むため、上記の位置は概略である。

※ 1及び2[円で表示 ○]は、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」、3及び4[八角形で表示 ○]は、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」である。

別添資料7 これまでに県が実施した主な文化財調査等

■ 文化財調査

期間	事業	目的	成果
昭和57 ～60年度	近代洋風 建築調査	県内の近代洋風建築の実態を把握するため、悉皆調査及び詳細調査を実施。	899件の近代洋風建築の所在確認から12件の詳細調査を行い、『 神奈川県近代洋風建築調査報告書 』（昭和63年3月）を刊行。また本調査に基づき4件の文化財登録がされている。
昭和58 ～60年度	方言収集 緊急調査	失われつつある県内方言の実態を把握し、記録するため調査を実施。	県内4地区の調査結果から方言の実態が明らかになり、『 神奈川県文化財調査報告書 第46集 神奈川県方言収集研究調査 』（昭和62年3月）を刊行。
昭和60 ～62年度	埋蔵文化財 遺跡詳細 分布調査	県内の埋蔵文化財包蔵地の分布状況を把握するために遺跡分布地図、埋蔵文化財包蔵地台帳の整備を目的として、現地調査を実施。	横浜市、川崎市を除く全県の現地調査を実施した結果から、新たな埋蔵文化財包蔵地の追加、包蔵地の範囲の変更、台帳の記載内容の整備等を実施。
昭和61 ～63年度	近世社寺 建築調査	中世までの社寺建築は、ほぼ全てが指定文化財となっていたが、近世のものについては、大半が学術調査されていなかったため、その実態把握を目的として調査を実施。	神社198件、寺院308件の調査を完了し、『 神奈川県近世社寺建築調査報告書 』（平成5年3月）を刊行。それに基づき3件の国指定、6件の県指定を行った。
昭和63 ～平成元年度	樹木総合 診断調査	国、県の天然記念物に指定されている樹木（単木）の現況を把握するために調査を実施。	樹勢、生育環境、病虫害の有無等の調査実施し、『 樹木総合診断調査報告書 』（平成2年3月）を刊行。その後の管理、保存のための基礎的なデータが得られた。
平成2 ～4年度	社寺林指定 調査	社寺林のうち価値の高いと思われる10箇所について、天然記念物指定に向けて調査を実施。	社寺林の植生についての基礎的な資料が得られ、『 社寺林指定調査報告書 』（平成6年3月）を刊行。これを元にして9箇所を県の天然記念物に指定。
平成2 ～3年度	諸職関係 民俗文化財 調査	生活の変化に伴い姿を消しつつある県内の諸職の実態を把握し、記録するため調査を実施。	諸職の実態が明らかになり、『 神奈川県の諸職 』（平成4年3月）を刊行。 ※諸職：伝承された様々な生活用具等やその他の用具、用品等を製作、加工する伝統技術
平成4年度	真鶴半島 名勝・天然記 念物指定 総合調査	真鶴半島の自然について、将来的な指定も考慮に入れつつ、総合的な調査を実施。	真鶴半島の植生、海生生物、海藻、地質などについて基礎的なデータが得られ、『 真鶴半島総合調査報告書 』（平成6年3月）を刊行。

期間	事業	目的	成果
平成5 ～8年度	歴史資料・ 手中家文書 調査	伊勢原市大山寺の棟梁、手中家が所蔵する文書、建築、図面などの歴史資料を系統的に調査、整理を実施。	5,059点の資料を整理し、マイクロフィルム化して保存を図った。 今後は建築史学、民俗文化財等調査を加え、評価を確定していく。
平成9 ～11年度	近代和風 建築調査	県内における近代文化遺産の状況を把握し、これらの保護・保全を図ることを目的として近代和風建築物について調査。	平成9年度に近代和風建築物の事前調査を実施。平成10年度から本格調査を実施し、『神奈川県近代和風建築調査報告書』（平成12年3月）を刊行。
平成15 ～17年度	民俗芸能 緊急調査	県内各地に伝承されている民俗芸能の所在及び現状の実態を悉皆的に調査。詳細な記録を作成して保護施策立案の基礎資料とした。	県内各地に伝承されている民俗芸能の所在及び実態が把握でき、その成果をもとに『神奈川県民俗芸能緊急調査報告書』（平成18年3月）を刊行。
平成18 ～20年度	祭り・行事 調査	県内に広く分布する祭り・行事をリストアップし、主要なものについて現況を調べ、保護施策立案の基礎資料とするとともに、併せて地域文化の高揚に資する。	調査結果をもとに報告書を刊行。記録保存・各市町村等への情報提供を行うとともに、特に保護・保全の必要があると認められる重要な祭り行事については、指定・選択などの保護策を講じる。『神奈川県祭り・行事調査報告書』（平成21年3月）を刊行。
平成21 ～23年度	近代化遺産 (建造物等) 総合調査	県内における近代文化遺産の状況を把握して、これらの保護・保全を図ることを目的として近代化遺産について調査。	文化財保護のための基礎的データとするとともに、特に重要なものについては文化財の指定や登録等の保護措置を講じる。 『神奈川県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書』（平成24年3月）を刊行。
平成30 ～令和2年 度(予定)	民俗芸能記 録保存調査 (鹿島踊)	貴重な民俗芸能が失われないよう、県内における民俗芸能の現状等を記録する「記録保存」を行う。広域に分布し、比較しながら記録すべきもののうち、現時点で最も緊急性が高い「鹿島踊」を調査する。	(調査実施中)

本県では、『神奈川県文化財調査報告書』（昭和8年～平成2年）を刊行しており、全49集に計200本以上の報告が収録されている。これらの報告書には、後の悉皆調査の先駆となる報告が見られる。例として、永田衡吉「神奈川県の無形文化財総覧」（昭和29年、第21集）や大岡実・関口欣也「津久井郡における江戸時代の名主住宅」（昭和34年、第25集）など。

■ 神奈川県文化財図鑑

本県では、県内の文化財を体系的にまとめ、広く文化財の保護啓発及び学術的な専門分野の方々の研究の資料手引書として活用していただくため、昭和46年以降、国及び県指定文化財に係る『神奈川県文化財図鑑』を全9巻刊行している。各巻の概要は次のとおりである。

副題	刊行年	概要
第1巻 建造物編	昭和46年	社寺、石造物、住宅・民家等、古図
第2巻 工芸編	昭和47年	漆工、染色、陶器・考古資料、金工品、武具、刀剣
第3巻 無形民俗文化財・民俗資料編	昭和48年	芸能風流、神楽・念仏芸、獅子舞、祈年の芸能、夏祭の芸能、古典芸能、仮面、民俗資料
第4巻 彫刻編	昭和50年	仏像等
第5巻 史跡名勝天然記念物編	昭和53年	史跡、名勝、天然記念物（動物・植物・地質他）
第6巻 書跡編	昭和54年	墨蹟、かな、古文書、経典、絵図
第7巻 絵画編	昭和56年	仏伝図、絵巻、障壁画、肖像画、花鳥画、浮世絵等
第8巻 補遺編	昭和62年	第7巻までの刊行後に指定された文化財
第9巻 歴史資料編	平成元年	二宮尊徳関係の書状等

■ 神奈川県史

本県では、昭和42年に県政100年記念事業として『神奈川県史』の編纂に着手した。構成は、通史編7巻、各論編5巻、別編3巻、資料編21巻である。このうち、県の歴史の推移に関する資料を収録した「資料編」の概要は次のとおりである。

副題	刊行年	概要
資料編1 古代・中世	昭和45年	有史以来、建治3（1277）年までの資料
資料編2 古代・中世	昭和48年	建治4（1278）年から元弘3（1333）年までの資料
資料編3 古代・中世	昭和50年	元弘4（1334）年から永享12（1440）年までの資料
資料編3（2） 古代・中世	昭和54年	嘉吉元（1441）年から天正18（1590）年7月までの資料
資料編4 近世	昭和46年	藩領編1。小田原藩関係のうち、天正18（1590）年から貞享3（1686）年までの資料
資料編5 近世	昭和47年	藩領編2。小田原藩関係の続編として、貞享3（1686）年から明治4（1871）年までと、天明3（1783）年以降の荻野山中藩、元禄9（1696）年以降の六浦藩関係の資料
資料編6 近世	昭和48年	幕領編1。天正18（1590）年8月から正徳6（1716）年4月までの資料
資料編7 近世	昭和50年	幕領編2。享保元（1716）年から嘉永7（1854）年までの資料

副題	刊行年	概要
資料編 8 近世	昭和 51 年	旗本領・寺社領編 1。天正 18 (1590) 年 8 月から明治元 (1868) 年 5 月までの、淘綾郡・大住郡・愛甲郡・高座郡・鎌倉郡の旗本領に関する資料
資料編 9 近世	昭和 49 年	旗本領・寺社領編 2。天正 18 (1590) 年から明治 5 年までの、武蔵国橘樹郡・久良岐郡・都筑郡の旗本領に関する資料
資料編 10 近世	昭和 53 年	海防・開国編。寛政 4 (1792) 年から、神奈川県府の成立に至る明治元年までの資料
資料編 11 近代・現代	昭和 49 年	政治・行政編 1。明治初年から昭和初期までの県政の推移に関する資料
資料編 12 近代・現代	昭和 52 年	政治・行政編 2。昭和初期から昭和 40 年代までの県政の推移に関する資料及び戦後の社会運動関係資料
資料編 13 近代・現代	昭和 52 年	明治初期から昭和 20 年までの社会に関する資料
資料編 14 近代・現代	昭和 51 年	幕末開港後から現代に至るまでの県の文化に関する資料。特に新聞・教育・地誌・宗教・世相、風俗に関する資料に重点を置く
資料編 15 近代・現代	昭和 48 年	幕末開港後から明治前期に至る間の、横浜外国人居留地及び在留外国人に関する資料
資料編 16 近代・現代	昭和 55 年	明治初年から昭和 20 年代までの県の行財政制度・会計制度・租税・公債等の財政資料、産業や市場の盛衰に関わる金融資料及び主に生糸の貿易金融に関する資料
資料編 17 近代・現代	昭和 51 年	明治初期 (一部幕末) から昭和 20 年 (一部戦後を含む) までの農林・漁業、軽工業、重化学工業に関する資料
資料編 18 近代・現代	昭和 50 年	明治初期 (一部幕末) から昭和 20 年までの、商業・貿易、内陸運輸、海運・港湾に関する資料
資料編 19 近代・現代	昭和 53 年	昭和 20 年代から昭和 40 年代までの、農林・漁業、工業、商業・貿易、交通・港湾に関する資料
資料編 20 考古資料	昭和 54 年	先史時代から古代までを対象とした、主要な遺跡・遺物
資料編 21 統計	昭和 57 年	明治以降の県に関する統計

別添資料 8 本県における文化財の保存・活用に関わる部局等

(令和元年 11 月現在)

※ 「専門職員」は各部局における技術職員等であり、文化財を専門とする職員に限らない。

<p><教育局></p> <p>■文化遺産課（文化財保護主管課）</p> <p>○主な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・活用 ・世界遺産登録の推進 <p>○専門職員</p> <p>埋蔵文化財職</p>	
グループ等	業務内容
調整グループ	課内の予算・決算 民俗文化財、天然記念物の指定及び保存管理 銃砲刀剣類の登録
埋蔵文化財グループ	埋蔵文化財の調査・保存に係る指導 試掘調査の実施 発掘調査に係る調整
世界遺産登録推進 グループ	「鎌倉」の世界遺産登録の推進及び関連業務 史跡、名勝、有形文化財の指定及び保存管理
中村町駐在事務所 (埋蔵文化財センター)	出土品の保存管理、活用 発掘調査に係る監理 埋蔵文化財の調査・保存に係る研修 埋蔵文化財の普及啓発
<p>■教育施設課</p> <p>○主な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育財産等（学校施設を除く。）の各所管轄、防災その他の保全に関する こと。 ・学校施設の建設、保全等に関すること。 <p>○専門職員</p> <p>建築職、電気職、機械職、土木職</p>	
<p>■生涯学習課</p> <p>○主な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興に係る調査、企画及び調整に関すること。 ・社会教育施設の整備、管理及び活用に関すること。 	

<総務局>

■施設整備課

○主な業務内容

- ・本庁庁舎の再編整備に関すること。

○専門職員

建築職、電気職、機械職

■庁舎管理課

○主な業務内容

- ・本庁庁舎及び他室課の主管に属しない建物等の維持管理に関すること。
- ・本庁庁舎の有効活用に関すること。

○専門職員

電気職、機械職

<国際文化観光局>

■文化課

○主な業務内容

- ・文化行政の総合的企画及び調整に関すること。
- ・文化事業の推進に関すること。
- ・県民ホール、神奈川芸術劇場（K A A T）、音楽堂、かながわアートホール及び神奈川近代文学館に関すること。

■観光企画課

○主な業務内容

- ・観光施策の総合的企画及び調整に関すること。
- ・国内観光の振興に関すること。
- ・国内観光事業の推進に関すること。
- ・国内観光関係団体の支援に関すること。

■国際観光課

○主な業務内容

- ・国際観光の振興に関すること。
- ・国際観光事業の推進に関すること。
- ・国際観光関係団体の支援に関すること。

<環境農政局>

■自然環境保全課

○主な業務内容

- ・緑化の推進（他課の主管に属するものを除く。）及び自然環境の保全に係る総合的企画及び調整に関すること。
- ・自然公園及び長距離自然歩道に関すること。
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の施行に関すること。
- ・首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法の施行に関すること。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

○専門職員

土木職、林業職、農業職

■水源環境保全課

○主な業務内容

- ・保安林に関すること。
- ・民有林の林地開発の規制に関すること。

○専門職員

林業職

<県土整備局>

■都市計画課

○主な業務内容

- ・都市施策の総合的企画及び調整に関すること。
- ・都市計画法の施行（開発行為等の規制を除く。）に関すること。

○専門職員

土木職、建築職

■都市整備課

○主な業務内容

- ・屋外広告物に関すること。
- ・景観施策の推進に関すること。

○専門職員

土木職、建築職

■都市公園課

○主な業務内容

- ・都市緑化並びに都市公園の企画及び調整に関すること。
- ・都市緑化の推進に関すること。
- ・都市公園の整備及び運営（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

○専門職員

土木職、造園職

■建築指導課

○主な業務内容

- ・建築基準法の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- ・都市計画法に基づく開発行為についての処分に係る争訟に関すること。

○専門職員

土木職、建築職

■営繕計画課

○主な業務内容

- ・建築工事（住宅建築工事及び小規模な修理を除く。）の執行計画及び進捗管理に関すること。

○専門職員

建築職、電気職、機械職

関係機関

<教育局>

■ 県立図書館

○ 主な業務内容

- ・ 社会・人文系の資料、神奈川に関する資料、視聴覚資料等を収集・整理し、利用に供するとともに、レファレンス等の各種サービスを提供することにより、調査研究をはじめとする多様な学習ニーズをサポートする課題解決型リサーチ・ライブラリーとしての展開を図っている。

○ 専門職員

司書

■ 県立金沢文庫

○ 主な業務内容

- ・ 中世の歴史博物館として、鎌倉時代の諸相を今日に伝える貴重な文化財を収集し、保管するとともに、その調査研究の成果を展示や講座などを通じて県民に公開し、生涯学習の一拠点としての役割を果たす。

○ 専門職員

学芸員

■ 県立近代美術館

○ 主な業務内容

- ・ 県民の近・現代美術に対する知識及び教養の向上を図るため、優れた近・現代美術の企画展を開催する。

○ 専門職員

学芸員

■ 県立歴史博物館

○ 主な業務内容

- ・ 神奈川の文化及び歴史に関する資料の収集、保管及び展示並びにこれに関する調査研究、情報提供を行い、県民の学習活動を支援する。

○ 専門職員

学芸員

■ 県立生命の星・地球博物館

○ 主な業務内容

- ・ 地球及び生命の多様性に関する資料の収集、保管、展示、調査研究を行う。
- ・ 学習活動への支援として、講座・催し物の開催や、各種情報提供を行う。

○ 専門職員

学芸員

■ 埋蔵文化財センター

○ 主な業務内容

- ・ 発掘調査による出土品などを適切に収蔵・保管し、これらの公開・活用を通じて、県民の歴史や文化に対する探求心、学習意欲などに応えるための様々な事業を行なう。

○ 専門職員

埋蔵文化財職

< 政策局 >

■ 公文書館

○ 主な業務内容

- ・ 県が作成した行政文書等のうち歴史資料として重要な公文書、行政刊行物及び県内に伝存する古文書等の記録類を、収集・保存・公開する。また、利用のために必要な各種参考資料・統計資料・図書類を備える。
- ・ 生涯学習の場として利用できるよう各種の講座、講習会などを開催し、企画展、通常展、ミニ展示等を通して収蔵資料を紹介する。

○ 専門職員

古文書・修復の専門家を嘱託

< 環境農政局 >

■ 自然環境保全センター

○ 主な業務内容

- ・ みどりの保全・創造に関する県民ニーズへの対応や、緑関連施策の効果的な展開並びに森林等の自然環境の保全再生を図る。

○ 専門職員

獣医、林業職

神奈川県文化財保護審議会

■ 審議事項

文化財の保存・活用に関する重要事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、または意見を建議する。

■ 指定・答申事項

県指定重要文化財等に関する指定諮問・答申

■ 委員の職名・分野（平成30年4月11日委嘱）

< 第1部会：有形文化財関係 >

稲本 万里子（恵泉女学園大学教授：絵画）

荒川 正明（学習院大学教授：工芸）

藤井 雅子（日本女子大学准教授：古文書）

浅見 龍介（東京国立博物館課長：彫刻）

藤井 恵介（東京藝術大学客員教授：建築）【副会長】

内田 青蔵（神奈川大学教授：建築）

< 第2部会：民俗関係 >

山崎 祐子（学習院女子大学非常勤講師：無形）

谷口 貢（二松学舎大学名誉教授：民俗）

佐野 賢治（神奈川大学大学院教授：民俗）

< 第3部会：史跡・考古関係 >

小風 秀雅（立正大学教授：近代史）

中島 圭一（慶應義塾大学教授：中世史）

佐藤 宏之（東京大学大学院教授：考古）【会長】

寺前 直人（駒澤大学教授：考古）

谷川 章雄（早稲田大学人間科学学術院教授：考古）

< 第4部会：自然関係 >

石川 正弘（横浜国立大学大学院教授：地質）

小堀 洋美（東京都市大学特別教授：動物）

鈴木 伸一（東京農業大学教授：植物）

その他民間団体等

■神奈川県民俗芸能保存協会

○主な業務内容

県内の民俗芸能・郷土芸能等に関する保護・育成・普及啓発に努め、郷土の民俗芸能・郷土芸能等の継承や発展に寄与することを目的とした事業を行う。

■一般社団法人 日本樹木医会神奈川県支部（かながわ樹木医会）

○主な業務内容

県在住の樹木医により組織され、県民からの樹木相談への対応や、巨樹・古木・名木等の診断及び樹勢回復などの治療等を行う。

■かながわヘリテージマネージャー協会

○主な業務内容

本県の実施した養成講座の修了者等により組織され、歴史的建造物の調査や利活用の支援等を行う。

市町村

■県・市町村文化財保護行政主管課長会議／担当者会議

年2回程度、県及び県内の全市町村の文化財保護行政主管課長及び担当者が、県及び市町村並びに市町村相互間における緊密な連携及び協力を図り、神奈川県内における文化財保護行政を総合的に推進するための協議等を行う。

神奈川県文化財保存活用大綱

発 行 令和元年 11 月 19 日

発行者 神奈川県教育委員会

担 当 教育局生涯学習部文化遺産課

〒231-8509 横浜市中区日本大通 33



神奈川県

教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

横浜市中区日本大通33 〒231-8509 電話(045)210-8359